

平成28年第2回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成28年3月8日（火曜日）

○議事日程

平成28年3月8日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	吉 村 弘 之 君	6 番	安 村 政 治 君
7 番	松 村 学 君	8 番	上 田 和 夫 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	中 林 堅 造 君
11 番	清 水 浩 司 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	和 田 敏 明 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	河 杉 憲 二 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	久 保 潤 爾 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	平 田 豊 民 君
23 番	今 津 誠 一 君	25 番	安 藤 二 郎 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	原 田 知 昭 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	熊 谷 俊 二 君	産 業 振 興 部 理 事	本 田 良 隆 君
土 木 都 市 建 設 部 長	山 根 亮 君	入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君
会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	賀 谷 一 郎 君
消 防 長	三 宅 雅 裕 君	教 育 部 長	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前10時 開議

○副議長（山田 耕治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長が午前中所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

会議録署名議員の指名

○副議長（山田 耕治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。5番、吉村議員、6番、安村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○副議長（山田 耕治君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、12番、藤村議員。

〔12番 藤村 こずえ君 登壇〕

○12番（藤村こずえ君） おはようございます。会派「和の会」、藤村こずえです。本日は、県内公立高校入試です。受験生の御検討を祈りつつ、私も受験生に負けないよう質問をさせていただきますので、執行部の皆様におかれましては、明快な御答弁をよろしくお願いたします。

今回は、スポーツ施設についてお尋ねいたします。

スポーツは人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、言語や生活習慣の違いを超え、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つです。

人間は、人生をより豊かに充実して生きるため、さまざまな身体的、精神的な欲求の充足を求め、その中からさまざまな文化を創造してきました。

中でも、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすという内在的な価値も持っており、極めて重要な文化の一つであると言えます。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みの一つであり、この意味でトップアスリートたちの極限へのひたむきな挑戦は、それを見る人にも大きな感動や楽しみ、活力を与えます。

社会の複雑化や高度化、少子高齢化、情報化の進展など、社会環境や価値観が急激に変化する中で、改めて心身の豊かさや健やかさが問われる今日、心と体の両面に影響を与えるスポーツの重要性は、ますます高まっています。

平成23年、スポーツ振興法を50年ぶりに全部改正したスポーツ基本法が成立しました。同法は、スポーツを通じて幸せで豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った、新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示しています。

また、スポーツ基本法の総則には、国、地方公共団体は基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

これを受け本市では、平成26年3月、26年から32年までの7年間を計画期間とした防府市スポーツ推進計画が策定されております。

この計画では、スポーツを通じた生き生きと元気な「人づくり」、仲間と喜びや感動を分かち合うことにより生まれる「きずなづくり」、新たなきずなによってまちが元気になるスポーツを軸とした「まちづくり」という3つの視点で、スポーツに期待できる役割を整理しています。その上で競技者や指導者、ボランティアなどの育成、スポーツイベントの開催、各種大会の誘致などに重点を置き、する、見る、支えるスポーツを推進するとともに、スポーツ環境の整備を推進することを基本方針としております。

そこで、今回はスポーツ環境の整備について、最も重要となるスポーツ施設についてお伺いします。

1点目は、公共スポーツ施設の現状と更新計画についてお伺いします。

防府市スポーツ推進計画によりますと、公共スポーツ施設の利用状況については、屋内施設の場合、平成22年5月にソルトアリーナが開館後、利用者が急激に増加しておりま

す。また、屋外の施設についても、毎年増減を繰り返してはいるものの、トレンドとしては微増で推移しております。このことは、市民の間にスポーツに対する関心が高まり、これからもスポーツ人口が増加していくものと予想され、大変喜ばしいことと感じております。

そこで、施設に目をやりますと、建設から相当年数が経過し、老朽化による劣化や、古い施設であるため、機能的に問題がある施設もございます。そこで、本市の公共スポーツ施設の現状と今後の更新計画についてお尋ねいたします。

2点目は、障害者のスポーツ施設の利用促進についてお伺いします。

昨年9月に、視覚障害者中心の5人制サッカー・ブラインドサッカーのアジア選手権が行われ、日本が惜しくもリオパラリンピック初出場を逃したニュースをテレビで見て、私はボールの中に入った鈴の音を頼りにサッカーをするブラインドサッカーを知り、その大会に出場する日本代表の存在を知りました。

このように、近年、障害があってもスポーツを楽しむ選手、またその姿に励まされたり、勇気をもったり、障害者スポーツのもたらす効果ははかり知れません。

障害者スポーツの役割は、スポーツをすることで体力、できる能力を向上し、心身ともに健康を維持することができます。さらに、障害ゆえに閉じこもりがちになるところ、スポーツへの参加は、障害者の社会参加の機会の拡大とノーマライゼーションの普及の効用があると考えます。

山口県においては、平成23年、第11回全国障害者スポーツ大会「おいでませ！山口大会」が開催されたことで、障害者スポーツへの理解、関心が高まっており、本市においても、スポーツを積極的に行いたいと思っている障害者が多いことから、身近で気軽にスポーツを楽しめる環境を整備していくことが重要だと考えています。

また、平成23年、スポーツ基本法が施行され、平成26年4月、障害者の地域スポーツ及び競技スポーツは、厚生労働省から文科省へ移管、これまでおおむねリハビリの延長と位置づけられていた障害者のスポーツは、公共の地域スポーツ施設においても、積極的に推進されるようになりました。

そこで2点目の質問です。今後、障害者にも配慮した、求められる施設機能の変化に対応する施設の更新が必要だと思いますが、いかがでしょうか。障害者の地域スポーツ施設の利用を促進するため、本市では、安全面の確保はどのような現状にあるのでしょうか、お伺いいたします。

3点目は、公共スポーツ施設のコスト縮減についてお伺いします。

防府市公共施設マネジメント基本方針の中で、将来費用の試算がされています。それに

よりますと、本市では、建設後30年以上経過し、老朽化が懸念されている公共施設が全体の61.7%を占めています。

そして、これらの公共施設を現行の状態を更新した場合、今後40年間の修繕、大規模修繕及び更新にかかわる将来費用を設定した条件により試算した結果、平成53年度のピーク時には、何と年間66億円かかり、今後40年間の総費用は、1,279億4,000万円で、年間の平均費用は32億円の試算結果となっております。

そして、公共施設を取り巻く課題のまとめとして、過去5年の投資的経費の実績値平均と比べると、毎年約25億円の不足が見込まれるとあります。これは、現行施設を同じ規模で更新するには、今後さらに年間25億円の新たな財源が必要ですよという、そういうことよりも、このような更新方法では、財政的にはアウトですよというジャッジが公式に示されたことだと思います。

公共施設の中でも、例えば公民館や憩いの家など、似た機能をあわせ持つ建物であれば、人口減少、高齢化、社会情勢、経済情勢の変化に伴い、施設の機能集約・再配置などの検討の余地もありますが、公共スポーツ施設については、それぞれの施設が限られた競技スポーツで利用されるため、そのような検討は非常に難しいと思います。簡単に言いますと、野球場でサッカーができないように、野球場は野球場として整備されるべきなのです。

そこで、イニシャルコストとランニングコストをいかに圧縮しながら、施設を更新し、維持管理を未来永劫継続する必要がありますが、そのコスト縮減対策として、例えば民間活力を導入したPFI方式の導入によるコスト縮減など、今後の費用負担についてどのようにお考えか、以上3点お伺いいたします。

○副議長（山田 耕治君） 12番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目のスポーツ施設の現状と更新計画についてのお尋ねでございましたが、スポーツ施設の現状につきましては、防府スポーツセンターに6施設、向島運動公園に2施設ございまして、市内の南部に集中いたしているところであります。

整備した順に申し上げますと、昭和50年に野球場、昭和55年に南側運動広場、平成2年に陸上競技場、平成5年に武道館、そして平成22年にソルトアリーナ防府、平成23年に北側運動広場、平成26年にプールを整備し、向島運動公園においては、昭和62年に多目的広場、平成7年と平成14年にテニスコートを整備したところでございます。

なお、野球場と南北運動広場につきましては、財団法人防府スポーツセンターにおいて

設置、運営・管理を行っていたところでございますが、当財団の解散に伴い、平成25年に市へ移管されたものでございます。

これらのスポーツ施設におきましては、合計で年間約60万人の方々に御利用いただいております。利用者の方々が快適に御利用いただけるよう指定管理者とともに、安全性、機能保全の観点から適正な維持管理に努めているところでございます。

また、スポーツ施設の更新につきましては、防府市スポーツ推進計画の基本方針の一つとして、スポーツ環境の整備を掲げておりまして、今後、利用者ニーズや財源確保を含め、中長期的な観点により施設のあり方を見直しながら、更新について検討してまいりたいと存じます。

次に、2点目の障害者スポーツ、なかんずくその施設の利用促進についてのお尋ねでございますが、防府市スポーツ推進計画を策定する際に、市民アンケートとともに障害者アンケートも調査を行ったところでございます。

その結果によると、障害者スポーツの振興を図るためには、障害のある人が気軽に利用できる施設等の整備が重要であるという回答を多くいただいているところでございますし、私がかねてから健常者の方々のスポーツはもちろんでございますが、障害をお持ちの方々が懸命にスポーツをされる姿から、多くの感動を得ているところでもございます。

そうした中で、ソルトアリーナの建設に当たりましては、障害のある方にも利用しやすい施設となるように、特にスロープや専用トイレなどの整備もいたしたところでございますし、現に車椅子バスケットボールの日本代表チームの練習場にも使われておりますし、車椅子ラグビーなどの御利用もいただいているところでもございます。

障害のある方のスポーツを通じた社会参加活動の実現や、障害者スポーツの振興をより一層図るためにも、誰もが利用しやすい施設となるよう福祉部局とも連携して、既存の施設につきましては、それぞれの状況に応じた適正な施設整備を進めてまいります。

また、新設あるいは更新する施設につきましては、障害者の方の利便性を考慮しながら、整備する場所の選定にも十分に配慮するとともに、バリアフリー化や安全性にも配慮した施設整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、3点目のスポーツ施設の更新に伴うコスト縮減についてのお尋ねでございましたが、スポーツ施設につきましては、さきに申し上げましたとおり、中長期的な視点や防府市公共施設マネジメント基本方針により、更新について検討するとともに、施設の更新などに際しましては、財政状況を考慮し、限られた財源を有効に活用するため、PFIなど議員御指摘の民間活力を活用した事業手法の導入なども十分検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（山田 耕治君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） 御答弁ありがとうございます。市内8つの公共スポーツ施設の中では、ソルトアリーナなどは新しい、プールなども新しい施設なんですけど、特に野球場、陸上競技場なども課題ということで、野球場については私もよく行きますので感じているところではあります。

それでは、再質問させていただきます。

現在の野球場は、県中央部で抜群のアクセスを誇りながら、グラウンドやスタンドの規格が小さく、夜間照明もないという施設上の欠点から、高校野球の選手権予選などの開催も困難な状況と聞いておりますが、現状箇所での改修、建設も難しいということもお聞きしております。

折しも先日、防府市野球連盟が現球場の改修、さらには将来的に新球場の建設の要望書を提出されたところです。そこで、新球場の建設についてどのようにお考えでしょうか。

例えば、合併した市町でしたら、旧市町単位で施設がばらばらに存在する場合もありまして、それらを精査して統廃合という整理もできるんじゃないでしょうか、本市の場合は、ソルトアリーナ周辺にスポーツゾーンとして施設が集約されています。

このことは、いい面もありますが、現在計画中のスポーツセンター南側運動広場が、人工芝を張った多目的グラウンドとして整備されれば、大規模な大会が開催されたときには、まず、駐車場の問題が発生します。野球場が現在の場所でもし建設が困難とあれば、思い切って移転し、跡地は駐車場として利用するといった土地利用も視野に入れる必要もあるのではないのでしょうか。

それによって、防府読売マラソンや、ソルトアリーナでの大規模大会が開催された場合でも、現野球場跡地が駐車場となれば、面積からして現在の南側運動広場と同程度の収容台数が見込まれます。施設を分散することによって、各施設がさらに充実することも考えられます。

このようなことから、新球場を移転するというお考えはいかがでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 現在のスポーツ施設は、先ほども申し上げましたように、市内の南部に集中していると私も思っております。

一方、野球場も先ほど申し上げましたように、昭和50年にでき上がったということで、一番古いスポーツ施設であります。私も、2年前の選挙の折に、せめてナイター設備がないと高校野球の決勝大会等々を引っ張ってこれないというような話をよく聞いておりまし

たので、それならナイター設備をしようじゃないかと、こういうふうに思ったんですが、実はその両翼、レフトとライトの両翼が92メートル、センターが120メートル、これは今の高校野球の公式戦でも通用しないそうなんです。98メートルあるいはセンターは122メートルが必要になる。また、プロの試合ということになると、両翼が100メートルないとだめなんだそうでございます。

ということになりまして、驚いてそれが現状かということで、そこにナイターをつけたところでどうにもならんという思いで、私の頭の中を整理したような次第でございます。

整理するに当たっては、当然御指摘のように、あの周りは民家もございまして、ナイターをやっていく場合には、その民家の方々の御迷惑とかいろんなことも考えていかななくてはならない。あるいは、キャパ的に、もはや狭い状況のところを、両翼をさらに8メートル広げるとかというようなことは到底もうできないことになりますので、移転しかあり得ないというふうに私も実は思っているところであります。

しかし、今、行政需要はたくさんございまして、そうした中で市役所の本庁舎ということももちろんでございますが、それよりもまだまだクリアしていかなければならないサッカーグラウンドの整備とか、あるいは文化面においては美術館の御要望も強かったりとか、バランスを考えていかななくてはならない、苦しい思いがいたしているわけでございますので、今すぐ野球場建設に着手しますということ、私も野球大好き人間ではございますが、申し上げられる状況ではないということでございます。御理解をいただけたらと思っております。

○副議長（山田 耕治君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） ありがとうございます。市長もかつて高校球児だったと伺っておりますので、野球場の移転しかないと思っていらっしゃるということ、心強く受けとめさせていただきます。

確かにすぐすぐというわけではないかもしれませんが、野球場といった大きな施設の移動となれば、次に行く場所ですね、用地取得の問題も含め多くのことが関連してくると思います。

そういった意味では、早い時期に新球場のビジョンだけでも示すべきではないでしょうか。先ほど触れました要望書には、駐車場等の周辺設備の面からも大変手狭で、今後特に公式野球の試合を開催することも困難であると。そこで将来的に十分な広さを持つ用地に新球場建設の企画、計画をしていただきたいとの内容に加えて、防府市での夏の高校野球選手権大会の予選の開催や、あるいは本市に基盤を置くマツダさんの協力を仰いで、由宇球場で行われている広島カープウエスタンリーグの公式戦の定期開催ですとか、また、フ

ーム機能の誘致、そこから生まれるプロ野球選手と子どもたちや地元企業、店舗との触れ合い、企業を誘致するように新球場を建設することは、経済面でも活気あふれる防府市を創造することの一助にはなるのではないかと、早期に計画に着手していただくよう強く要望をされています。

私も全く同感です。新球場から憧れの甲子園を目指す高校が防府市から出てほしいと、野球ファンの一人としても強く願っています。

また、防災の拠点という観点からも、施設を点在させることは、今は施設が集中しておりますが、施設を点在させることで、災害時の各地域の避難所としての活用も考えられると思います。公共スポーツ施設を集中させる必要はないのではないかと私は個人的には思っております。その点についてはいかがでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も全く同感でございます。現在でも、防府市の北部の方面の方々からは、機会あるごとにスポーツができる施設あるいは広場をというお声をよくお聞きしているところでもございますので、そういう考えを頭の中に入れながら、市政運営に取り組んでいるところでございます。

○副議長（山田 耕治君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） はい、ありがとうございます。大変、野球場の建設ということになれば、大変大きなプロジェクトです。そして、とても夢のあるプロジェクトです。野球の大好きな市長の在職中にぜひ示していただくことを期待しております。

2つ目、障害者のスポーツ施設の利用促進ですが、ソルトアリーナについては以前一般質問で取り上げさせていただきましたが、御答弁にもありましたように、車椅子バスケのチームを誘致するなど、障害者の方にも安心して使っていただけるよう配慮されているとのこと、また市内の障害者施設でお話を伺いましたところ、ふうせんバレーボール大会や卓球大会など、さまざまな大会が安全に行われているとのこと、選手の皆さんも参加を楽しみにされていると聞き、大変うれしく思いました。

また先日、リオパラリンピックマラソン代表が内定している道下美里さんが、2013年、3時間6分32秒で国際パラリンピック協会世界1位の記録を出された防府読売マラソンを走ったときのことを、このときのことを話されていたんですが、松浦市長は、2013年の6月に防府読売マラソンをブラインドランナーの走れる大会にしようとおっしゃったと。そのときはまだ2020年、東京オリンピック・パラリンピックは決まっていなかったんだと。東京開催が決まる前に防府のまちは障害者が安心して走れる大会が行われる体制をつくっていたんだと、市長の先駆的な取り組みを評価されていらっしゃいました。

今ある施設も積極的に障害者の方も安心して利用できる施設へと改修していただきたいのですが、まずはこれから基本設計を行う多目的グラウンドについては、あらゆる角度からどなたでも安全に利用できる工夫をしていただきたいと、こちらは要望しておきます。

山口県には障害者のソフトボール競技団体が9つ、サッカーが4団体あります。市内外からたくさんの皆さんに本市のスポーツ施設を利用していただきたいと思っております。

3つ目のスポーツ施設の更新に伴うコスト縮減について質問させていただきます。

先月24日の産経新聞によりますと、

政府は、地方自治体が運営するスポーツ施設への「PFI（民間資金を活用した社会資本整備）」導入促進を図る方針を固めた。6月ごろにまとめる経済財政運営の指針「骨太指針」に、明記する方向で調整に入った。民間のノウハウを生かして収益力を高め、2020年の東京オリンピックを視野にスポーツ産業の活性化を後押しする。安倍政権が中長期的に目指す名目国内総生産600兆円達成に向けた成長力強化にもつなげたい考えだ。

対象とするのは、野球場や陸上競技場など、全国に約5万3,000カ所ある公共スポーツ施設。多くが自治体か、指定管理者として業務委託された企業などによって運営されている。

政府は東京オリンピックの開催にあわせスポーツ市場の拡大に取り組む方針で、その一環として施設からの収益力強化を重視している。「骨太方針」では、有効な方法として民間活用の必要性を掲げる。その手段として、民間の資金やノウハウを使って施設を建設、維持管理する「PFI方式」、運営権を民間業者に売却する「コンセッション方式」などを示す方向だ。

これらの方式を採用すれば、集客に結びつくイベントに適した施設への構造改革や、運営に関する民間企業の裁量の幅が、格段に広がることになる。

詳細は今後、スポーツ庁が中心となって開く有識者会議で詰め、6月ごろまでに提言をまとめると同時に、内容を「骨太方針」に反映させる考えだ。

その一方で、

自治体には集客力向上につながるイベント開催といった施設を有効に活用できる人材が乏しく、業務委託された企業の運営裁量も狭い。このため施設から十分な収益を上げられず、一定のビジネスモデルに育たないことが課題となっている。

との掲載もありました。

今後は、こういったふうに、国も民間の力を導入し、施設建設への後押しを進める方針です。国がこの方針を具体化すれば、大きな可能性を秘めた公共スポーツ施設になると考

えます。

本市としても、この点について調査研究をされ、積極的な導入に努めていただければと思います。この点についていかがでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘のように、スポーツ施設の有効活用ということがさまざま効果を生んでいくことは明らかなことでもございますし、政府におかれましても、そのようなお考えを持っておられ、スポーツ庁なるものも誕生していつているわけでございますので、私どもといたしましては、情報をしっかり早期に把握していくことに怠りなく努めて、そして、必要に応じて内部においてしっかり検討をしていく、そういう体制だけはつくっておかなくてはならないのではないかと、かように考えているところであります。

実は、つい三、四日前にも、副市長とそこら辺の相談も実はいたしました。いたしました。が、何せ年度末のものはばたばたの状況の中でございますので、思いつきの域を脱しないようなことではまずいので、しっかり1年間見ながら、あるいはその間も進んでいく事柄に対応できるような内部体制、横の連絡網だけはしっかりとつくっていかうなということ。で考えをまとめたところでございますので、議員御指摘の点につきましても、しっかり対応させていただきたいと思っております。

○副議長（山田 耕治君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） ありがとうございます。やっぱり話題に上げていかないと、まずはテーブルに上げていかないと話も進んでいかないとしますので、ぜひともテーブルに上げていただいて、そしてこの記事を読んだときに、私が思ったんですけれども、今、PFI方式を導入しているところ、大きな球場といえば近くでは広島のマズダゾムスタジアムとか、北九州のサッカーのスタジアムとかがあります。

そういったところは、公式戦がもう予定をされているので、そういった集客、収益力にもつながっている。ので、PFI方式は考えやすいとは思いますが、このように国も各自治体での野球場や陸上競技場にこういったPFI方式を取り入れたらどうかというふうに進んでいくとなれば、この記事のところに、自治体には集客力向上につながるイベント開催といった施設を有効に活用できる人材が乏しく、業務委託された企業の運営裁量も狭いと、このため施設から十分な収益を上げられず、一定のビジネスモデルに育たないことが課題だと書いてあったんですけれども、ここを防府市がいち早くもうどうにかいい工夫をして、ビジネスモデルに育つんだと、こういったことができるんだというふうなモデルケースになっていただきたいなと思っております。ぜひ積極的に調査研究されて、導入に努めていただければと思いますので、これは強く要望しておきたいと思っております。

それからもう一点質問なのですが、来年度基本計画の予定である多目的グラウンドのサッカー場建設についてなんですけども、整備工事に係る上で、防府市スポーツセンター南側運動広場をサッカー、野球、ソフトボールを初めとするなるべく多くの競技ができるように、人工芝による整備が考えられております。

このグラウンドの芝生化に対する助成制度とすれば、J F Aサッカー施設整備助成事業や地域スポーツ施設整備助成、いわゆるスポーツ振興くじ（t o t o）の助成などがありますが、これらの助成金についても積極的に活用する必要があると思います。現在、それらの助成を、補助を受けられる可能性について、今どのような状況であるのか、お伺いします。

○副議長（山田 耕治君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

補助制度の適用の可能性についてのお尋ねでございますが、施設整備に係る助成事業といたしましては、議員御案内の公益財団法人日本サッカー協会のJ F Aサッカー施設整備助成事業、人工芝グラウンドの新設に対しまして4, 5 0 0万円を上限として助成する事業と、独立行政法人日本スポーツ振興センターの地域スポーツ施設整備助成、いわゆるt o t oの助成事業、人工芝グラウンドの新設に対しまして4, 8 0 0万円を上限として助成する事業がございまして、このたびの多目的グラウンドの整備におきましては、この2つの助成事業をそれぞれ受けれるものと考えております。

また、申請に当たりましては、関係団体と連携をとって進めてまいりたいと考えております。

○副議長（山田 耕治君） 藤村議員。

○12番（藤村こずえ君） ありがとうございます。ということは、合わせると9, 3 0 0万円ということで高額な補助金を受けられるということなので、こういったこともしっかりと活用して有益な補助金については、もうぜひとも活用して計画していただきたいと思います。

スポーツ施設については、公共施設マネジメント計画と照らし合わせ、早目にビジョンを策定していかないと、今後、修繕、更新に係る将来費用が莫大な金額になることは既に明らかです。

例えば野球場の更新のような大きな事業となれば、すぐにとはいかないんですから、早目早目の計画が必要です。そして、策定するのであれば、今後4 0年、5 0年と使われる、そして残る施設です。あらゆる英知を結集して、わくわくするような夢のある防府市の、そんなに遠くない未来の姿に期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございます

た。

○副議長（山田 耕治君） 以上で、12番、藤村議員の質問を終わります。

○副議長（山田 耕治君） 次は、14番、山本議員。

〔14番 山本 久江君 登壇〕

○14番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。今回の質問は、行政経営改革について、また、子どもの貧困対策の推進について、大きくこの2点につきまして質問をさせていただきます。どうか執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、第1点目、行政経営改革についてでございます。

最初に、平成28年度から32年度までを計画期間とする民間委託等推進計画の基本的方針についてお尋ねをいたします。

去る2月8日に開催をされました第3回防府市行政経営改革委員会におきまして、来年度から5カ年の民間委託等推進計画が示されました。その取り組みは、障害者福祉施設管理運営業務と防府市立保育所管理運営業務の2業務の民営化、それから、窓口業務あるいはごみ収集運搬業務等10業務の外部委託、その他として防府読売マラソンの大会の関連業務あるいは葬儀所業務が上げられております。

市の行政経営改革の基本理念や基本方針、推進施策は、平成25年12月策定の防府市行政経営改革大綱に基づきまして、平成26年2月に推進計画としてまとめられております。その中で、民間委託等推進計画の策定は、6つの推進施策の1つであります参画・協働の推進の中で、27年度の取り組み項目として位置づけられたものでございます。

市では、平成26年12月に民間委託等推進ガイドラインを策定をいたしておりますが、それに基づく今回の推進計画は、市民生活に直接かかわる内容も多く、自治体の公共サービスのあり方、これが問われる内容となっております。

国におきましても、骨太方針2015に見られる公的サービスの産業化の流れの中で、自治体アウトソーシングは、新たな段階だと指摘をされております。全国的な動きも注視しなければなりません。

今回示された14業務の取り組みについて、市民の関心も高く、まず、この推進計画の基本となる方針につきましてお尋ねをしたいと思います。

次に、この推進計画の中身に入ってまいります。今回、3つの業務についてお尋ねをいたします。

障害者福祉施設——身体障害者福祉センター、あるいは大平園、愛光園、なかよし園、

わかき園でございますけれども、この障害者福祉施設と市保育所の民営化の必要性、また、平成31年度を実施目標とする窓口業務の外部委託の検討内容についてお尋ねをいたします。

まず、障害者福祉施設でございますけれども、これらの施設は、現在、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間を指定期間といたしまして、社会福祉法人防府市社会福祉事業団が指定管理者となり、業務運営されております。

平成26年度の指定管理者モニタリング表を見させていただきました。施設利用者アンケートを行うなどして、利用者の要望に応える努力をされる中、利用者も身体障害者福祉センターは前年度よりもやや減りましたが、その他の施設は増加となっております。

今回、指定管理者制度から今度は民営化へと、こういう計画でございますけれども、それでは現在の指定管理者制度では何が問題なのか、民営化への必要性、どう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

今後の指定管理者制度のあり方にも影響してくるものと感じております。

次に、市保育所の民営化についてですが、平成28年度から5年間、これは計画の中では方策検討ということになっております。防府市立保育所、市の保育所は、平成13年度第3次行政改革で5カ所あった市保育所を2カ所民営化をして、富海、宮市、江泊の3カ所の保育所を引き続き、この計画では民営化しようとするものでございます。

県内の自治体と比較いたしましても、少ない防府市の公立保育所です。これをゼロにしようというこの計画には、平成13年の答申から14年が経過をして、新たな子ども・子育て支援制度のもとで、子育て環境も当時と比較すると大きく変わってきており、市の保育所は民営化しないしてほしいとの声が相当寄せられております。執行部が引き続き民営化を進める必要性について、どのように考えておられるのか、お答えください。

さらに、もう一点ですけれども、平成31年度を実施目標とする窓口業務の外部委託について、その検討内容は、現在どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

政府は、昨年9月から、先進的な取り組みを全国展開するための公共サービスイノベーション・プラットフォーム、この会合を開きました。そして、窓口業務のアウトソーシングなど、先行的に実施をした地方自治体の経験をまとめ、それを広げようとしております。

しかし、現場からは慎重な声が上がっております。配布資料では、次のような意見が出されていたことが紹介をされております。

すなわち、窓口業務のアウトソーシングについては、労働者派遣法など法制度上の課題

もあり、それによる限定的な委託では費用対効果も限定されることから、現状では積極的な導入に踏み切れていない。また、とりわけ相談業務の多い福祉分野については、窓口業務を委託することは難しい、こういった意見が出されているようでございます。

例えば、国民健康保険や年金、戸籍や住民基本台帳などは、社会保障の根幹や、あるいは権利の証明に関する自治体の重要な職責でございます。その中で、徴収の猶予や減免、あるいは親族関係をめぐる届け出の受理、あるいはまた不受理など、それぞれの法令の趣旨に沿った専門的知識、経験を要する判断をしなければなりません。

最近では、マイナンバーに関することも加わりました。政府の会合においても、慎重な声が出るのは当然のことでございます。執行部におきまして、窓口業務の外部委託につきまして、業務内容や課題など、どのように検討されているのか、その内容についてお尋ねをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（山田 耕治君） 14番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の民間委託等推進計画の基本的な方針についてのお尋ねでございましたが、民間委託等推進計画につきましては、民間が行う、担うことができることは、可能な限り民間に委ねるを基本として、行政と民間との適切な役割分担のもと、行政責任の確保などに留意しながら、民間委託等を積極的かつ計画的に推進するものでございます。

本計画策定時における民間委託等ができるかどうかの業務の選定に当たりましては、内閣府の公共サービス改革基本方針に示されているところの民間委託をすることが可能な業務範囲であるもの、また、総務省の地方行政サービス改革に関する取り組み状況等調査において、調査対象業務として上がっているもの、そしてこれまでの行政改革、いわゆる第3次行革及び第4次行革までの取り組み項目で、継続取り組みとなっているものを対象に今後取り組んでいく業務として14件を選定し、本計画では取り組み内容や目標達成までの工程などを取引手法別に整理したものでございます。

今後の民間委託等の推進に当たりましては、市として確保すべきサービス水準を明確にし、民間委託等により市民サービスが低下しないよう留意するとともに、適切な役割分担のもと、民間委託等の効果を適宜、評価・検証し、行政が担うべき責任の確保に留意しながら行ってまいり所存でございます。

次に、障害者福祉施設である身体障害者福祉センター、大平園、愛光園、なかよし園、わかくさ園の民営化の必要性についてのお尋ねでございましたが、社会福祉法人防府市社会福祉事業団は、市の外郭団体として広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的に、

昭和54年4月に設立され、重度障害や他の施設での受け入れが困難なケースの障害者を積極的に受け入れることで民間との差別化を図って、セーフティーネットとしての機能を果たしてきたところでございます。

その後、平成18年度から指定管理者制度を導入し、身体障害者福祉センターほか4施設の管理運営及び市の施策の委託事業を担っていただいております。

こうした中、障害者福祉施設の管理運営業務につきましては、各施設で行っております生活介護や就労移行支援、放課後等デイサービスなどの障害者福祉サービスが民間事業所でも実施が可能であり、公共サービスの分野に競争環境を導入することによって、より効率的、効果的にサービスを提供することにつながるものと考えられることから、民間委託等推進計画の取り組みの一つとしているところでございます。

しかしながら、福祉施策におきましては、サービスの効率性を優先するだけでは解決できない課題も多く、例としては、虐待による緊急の避難施設など、引き続きセーフティーネット的役割を担うところが必要でありまして、市が担うべき部分もあるのが現状でございます。

市といたしましては、福祉のあり方が問われている中、障害者支援の重要性は十分認識しておりますので、今後、民間でできる業務と市がやらねばならない事業との区分けをしっかりと行い、その際、社会福祉事業団の自立や再建が求められている老朽化した施設の建て替えなどについても、検討してまいります。

次に、市立保育所の民営化の必要性についてのお尋ねでございましたが、議員申されたとおり、これまでの経緯といたしましては、平成13年11月28日に当時の行政改革委員会から「市立保育所について、その全てを段階的に民間移管すること」との答申がなされ、市といたしましては、これを尊重し、平成21年4月1日に三田尻保育所及び西須賀保育所の2園を民間へ移管いたしました。

移管後に、保護者の皆様からアンケートにより御意見を伺ったところ、「おおむね満足」との評価をいただいております。2園の民間移管に関しましては、市民の皆様の御理解を得られたものと考えております。

残り3園につきましては、答申から14年以上が経過する中、ますます高まる保育需要とともに、発達障害のある児童、いわゆる「気になる子」の受け入れが増えているなど、その環境は大きく変わってきておりまして、市立保育所の役割はますます重要になっていくものと考えております。

市立保育所の民間移管につきましては、行政改革委員会の答申を踏まえつつも、高まる保育需要や経験豊かな保育士を多数有する市立保育所の存在意義、及び財政面を含めた将

来像を見据えて検討する必要があると考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

最後に、平成31年度を実施目標とする窓口業務の外部委託の検討内容についてのお尋ねでしたが、民間委託等推進計画に掲げております窓口業務につきましては、各種申請受付及び証明書等の交付などに関する業務について、住民票等のコンビニ交付及びマイナンバー制度の情報連携の状況を把握・検証しながら、平成31年度までに外部委託を目指す取り組みでございます。

窓口業務につきましては、市町村の出張所、連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札または民間競争入札等により、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等についての内閣府通知の中で、民間事業者に取り扱わせる際には、市の適切な管理及び判断のもと、業務範囲の明確化や市職員と委託先職員との役割分担の明確化、あるいは個人情報の保護に対する配慮など、民間委託が可能な業務について示されているところでございます。

本市といたしましても、窓口業務の外部委託につきましては、本通知内容を十分踏まえ、今後、少子高齢化などを背景とした行政需要は、確実に増加が見込まれる中におきましても、質の高い市民サービスを引き続き効率的、効果的に提供するため、民間委託を推進することにより、市民サービスの維持向上、行政運営経費の効率化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

今回、障害者福祉施設と保育所の民営化が、先ほど申し上げましたように打ち出されております。さまざまな障害を抱えながら懸命に生活を送られている方々や、障害児や保育所に通う子どもたちが、まさにその対象でございます。

住民が人としてよりよく生きるための営みや、市場の競争には耐えられない人たちの生活を支える公共サービス、それはお金のあるなしにかかわらず、公平性が要求をされてまいります。

住民に最も身近な公共機関である福祉施設などが民営化される。こうした分野から公共性が後退をしていくことは、市民にとってどうなのか。私はもっと言えば、福祉都市宣言を行っている防府市が、まさに曲がり角に来ているのではないかと、こういう気すらするわけでございます。

再質問ですけれども、障害者福祉施設の民営化の検討について、直接かかわる利用者の方々、あるいは御家族の方々、関係者などからの意見をどのように把握していかれるのか、

お尋ねをしたいと思います。

○副議長（山田 耕治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） どのように利用者や御家族の方から意見を把握していただけるのかという御質問にお答えいたします。

日ごろから施設の利用者や保護者、こういった方からアンケートあるいは保護者会を開いて御意見、御要望も聞く機会を設けておりますが、今回、民設民営ということになれば、利用者だけでなく御家族等、あるいは関係者の方々から御意見を伺うことは大変重要であると、そのように認識しておりますので、次期指定管理期間——29年から31年になりますが、その間において、アンケートを通して皆様の御要望を把握することになろうというふうには考えております。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 例えば、大平園ですけれども、障害者総合支援法に基づく生活介護等の事業実施がされております。大平園は昭和55年設置ですので、既に35年が経過をして大変老朽化いたしております。例えば、居室が畳で狭いためにベッドが入らないと、こういう状況、それから入所施設におられる方の高齢化が大変進んでいると、こういう新たな課題が山積をいたしております。

それから、子どもたちの施設では、御答弁の中にもありましたけれども、発達障害など配慮が必要な子どもも増えてきております。一人ひとり子どもたちの支援をどう進めていくのか。これは教育分野でも大変重要なことなんですけれども、この小さいときからの体制づくり、これは待ったなしの課題であると思うんですね。

民営化ではなくて、今やるべきことがある、まさにこういうことではないかというふうに思います。こうした問題の解決こそ行政の責任であるということ、私は強調をしておきたいというふうに思います。

次に、保育所の民営化でございますけれども、先ほどの市長の御答弁の中にも若干触れられておりましたが、基本的に公立保育所が果たしている役割、執行部ではどのように考えておられるのか、改めてお答えをお願いいたします。

○副議長（山田 耕治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 公立保育所の役割について改めてということですが、先ほども答弁にありましたとおり、市立保育所は行革委員会の答申を尊重する形で、三田尻・西須賀保育所の2園を平成21年4月に民間移管し、現在は宮市、富海、江泊3園が残っております。

行革の答申は、平成13年のことですが、確かに当時と現在では状況が変わっております。女性の社会進出、あるいは本年度から始まった子ども・子育て支援新制度、これにより保育需要は高まりを見せております。

また、発達に問題を抱える、いわゆる「気になる子」や家庭での養育に問題のある児童、こういった方々の受け入れが増加傾向にあり、経験豊富な保育士を多く有する市立保育所、これに対する市民の皆様のセーフティーネットとしての期待感が高まっていると感じております。

したがいまして、3園の民間移管につきましては、より相当慎重な判断が必要であるというふうには考えております。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 御答弁にもありましたけれども、計画にはのっているけれども、まさに慎重な判断が必要だと、私もそう思います。

これまでも公立保育所は残していくべきだと繰り返し述べてまいりましたが、それは公立保育所がその地域の保育基準をつくっていくということ、そして市の機関として市民や子どもの実態を市の方針や施策に反映させることができる、こういう役割。また、保育の質を向上させる条件、あるいは配慮を必要とする子どもが多く通っている等々、例を挙げてこれまでも述べさせていただきました。何よりも保護者からの大変信頼が厚い、こういうこともございます。

多くの市民が望んでいるわけでもない、実態とも合わない、これが改革と言えるのかどうか、市長に本当にお伺いしたいところではございますけれども、改めて富海、江泊、宮市3保育所は民営化しないでいただきたい、このことを強調させていただきます。

最後に、窓口業務の外部委託についてでございますが、この問題では、東京都足立区の戸籍業務の民間委託問題で明らかになったこと、これを関係者の方が述べておられます。大変参考になりました。

この問題点は、一つは、業者が区——足立区の区ですね——区職員に直接疑義照会することは偽装請負になるということ、それから2つ目に、戸籍法上本人確認や受理、あるいは不受理の行政処分は民間委託できないという問題、それから3つ目に、プライバシー保護、戸籍情報管理の問題があります。4つ目に、委託により区民のサービスが低下した事実は否定できない、このように言っておられます。

本来の行政事務は、私どもが改めて言うまでもなく、戸籍・住民票の登録や証明書交付、生活保護や国保の運用など、法令に基づく人権保障に必要な事務でございます。税などの徴収の中でも、その人の生活に配慮した減免措置の運用など、まさに市職員としての専門

的な知識が問われてまいります。

形式的な対応を業者に任せることはできないわけですね。さまざまな問題のある窓口業務の委託、ぜひ検討し直すべきであるということをご指摘しておきたいと思っております。

今回の推進計画では、ほかにも検討すべき業務がありますけれども、時間が限られておりますので、以上何点かご指摘をさせていただいて、この項は終わりたいと思っております。

次に、子どもの貧困対策の推進についてお尋ねをしたいと思います。

厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率は2010年（平成22年）に15.7%だったものが、2013年には過去最悪の16.3%、約6人に1人と大変厳しい状況になっております。

子どもの貧困対策の推進に関する法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、子どもなどに対する教育の支援であったり、生活の支援であったり、就労あるいは経済的支援など、施策が推進されなければならないとしております。

そして、地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し国と協力をしつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定をして、また、実施する責務を有するとしております。

こうした中で、山口県では、昨年7月、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本方針、山口県子どもの貧困対策推進計画が策定をされました。市町や関係団体と一体となって積極的に取り組む姿勢が打ち出されております。

我が市におきましても、法の趣旨にのっとり、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を目指して、子どもの貧困対策に力を入れていく必要がございます。今回は、そうした観点から、そうした視点から3点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1は、義務教育段階の就学支援として必要な就学援助制度の拡充についてお尋ねをいたします。

無償とされている義務教育の小・中学校においても、学校教育に多くの保護者負担がある中で、経済的に困難な状況にあっても、子どもたちがお金の心配をしないで学校で学ぶために、このために就学援助制度がございます。

就学援助は法律で市町村が実施するとされております。ですから、認定基準とか、申請方法とか、就学援助の給付内容とか、いろいろ運用については市町村が決め、市町村ごとに違ってまいります。当然、格差があるというのが実態でございます。

防府市では、就学援助制度を利用できる対象は、所得が生活保護基準の1.3倍までとなっております。しかし、例えば夫婦と子ども2人世帯の所得基準が、平成16年

(2004年)は352万円だったのが、年々下がりがまして、2012年(平成24年)には、約268万円と対象が大きく減らされている状況でございます。

子どものいる世帯の所得の減少と家計における教育費の負担の大きさを考えるときに、対象となる所得基準、広げていただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。よろしく願いをいたします。自治体によっては、保護基準の1.5倍というふうにしている自治体もございます。

もう一点は、就学援助の支給内容でございます。これも以前に質問させていただきましたが、2010年度からこの支給内容の中に、部活動あるいは生徒会費、PTA会費などが項目として追加をされました。給付内容の最低基準として、国庫補助基準の項目と金額は支給されるように検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全国の市町村の中には、独自に、例えば眼鏡とかコンタクトレンズ購入費など、給付を充実させるところもあるんですけれども、せめて給付の最低基準として部活動、生徒会費、PTA会費、これ国が示しているわけですから、項目となるようお願いをいたします。よろしく願いいたします。

2点目です。給付制の奨学金制度の創設でございます。

防府市奨学資金貸付制度、昭和26年度から60年以上、向学心に富み、能力があるにもかかわらず、経済的理由により学資の支出が困難な者に対し、基金を運用して防府市では奨学金の貸し付けが実施をされております。

今回、提案をさせていただきたいのは、給付制奨学金制度の創設です。新聞報道によりますと、地方公共団体が運営する奨学金は、貸与型——貸すほうですね、これが1,002事業、給付型は301となっておりまして、事業費も10分の1程度となっております。

しかし、今日、給付制の奨学金制度の創設を望む声は大変大きいものがございますし、自治体でその取り組みを進めるところ、増えてきております。

例えば、御紹介したいのが広島県の福山市です。来年度から市独自の奨学金制度、市青少年修学応援奨学金というのだそうですけれども、これが創設されることになったそうです。その内容は、貧困家庭や母子家庭で大学や専門学校への進学が困難な生徒に学資を援助するというので、受験料や交通宿泊費などの受験費用を20万円以内で給付しようとするものがございます。貸与制度もあるということです。

また、酒田市あるいは大村市などもそうですけれども、自治体の給付制奨学金制度、経済的な理由により就学が困難な人に教育の機会を確保するためのすぐれた施策となっております。ぜひ防府市でもこの給付制の奨学金制度、ぜひつくっていただきたいと要望をい

たしますが、いかがでございましょうか、御答弁をお願いいたします。

最後です。質問の3点目は、非婚ひとり親家庭の経済的支援として、まず、保育料について寡婦（夫）控除みなし適用が実施できないかということでございます。

国民生活基礎調査によりますと、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は何と54.6%に達するそうでございます。ひとり親など大人一人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮をいたしております。

その中で、婚姻歴のないひとり親家庭には、税法で定める寡婦（夫）控除が適用されません。したがって、婚姻歴のあるひとり親と比較いたしますと、税の負担増とともに、保育料などの負担に格差が生まれる例が発生をいたします。同じ母子家庭であっても、収入もまた子どもの年も同じなのに保育料が違ふと、こういう状況が出てまいります。

この問題では、寡婦（夫）控除を非婚にみなし適用をして、保育料など経済的負担の軽減を図る自治体が最近増えてきております。そのきっかけの一つとなったのが、日本弁護士連合会の提言です。また、2013年9月の最高裁決定を受けまして、同年12月、婚外子への相続の差別を廃止する民法改正、これが行われてまいりました。

婚姻の有無を理由にした子どもへの差別をなくす世論が広がってまいりました。そのことで、公営住宅の入居あるいは家賃につきましては、これは法律が公営住宅施行令の改正が行われまして、10月1日から非婚のひとり親家庭にも寡婦（夫）控除の適用が受けられるようになりましたけれども、保育料については自治体の判断でございます。

自治体で違います。婚姻歴のないひとり親家庭が寡婦（夫）控除の対象外とされていることによる不利益、保育料にとどまりませんが、市として負担の大きい保育料への経済的負担の軽減に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。長くなりましたけれども、積極的な御回答をよろしく願いをいたします。

○副議長（山田 耕治君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

私からは、子どもの貧困対策の推進についての御質問のうち、1点目の就学援助制度の拡充と2点目の給付制奨学金制度の創設について、お答えいたします。

まず、1点目の義務教育段階の就学支援として必要な就学援助制度の拡充についてでございますが、本市における就学援助費の認定要件は、議員先ほど申されたとおり、文部科学省が示しております基準額等早見表をもとに算出した所得基準額に、1.3を乗じた金額より所得が少ない世帯を対象といたしております。

御質問にもありましたとおり、本市では財政事情を考慮しつつ、就学困難と認められる児童・生徒の保護者を継続して支援するため、平成17年度から19年度にかけて、段階

的に所得基準の見直しを行ってきたところでございます。

見直し前と後を比較いたしますと、就学援助受給者数の割合、いわゆる認定率ですが、見直し前の平成16年度の21.96%に対し、平成26年度は21.90%であり、ほぼ同様の割合となっております。援助費の総支給額については、平成16年度の約1億3,200万円から平成26年度には約1億5,800万円に増加いたしております。

本市が引き続き厳しい財政状況にあることや、県内各市においても、山口市を除き、本市同様、所得基準額の1.3倍としていることから、当面現状を維持することとし、引き続き就学援助制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助の支給対象項目に加えることができないかとのことでございますが、このことは、平成25年3月議会でも答弁いたしておりますが、学校生活におけるクラブ活動や生徒会活動などは、児童・生徒の心身を健全に育成し、社会性や協調性を育成する上で大変有意義な活動であり、これらの活動で使用する用具費や大会参加のための旅費などが、保護者にとっては経済的な負担となっていることは、教育委員会としても認識いたしているところでございます。

しかしながら、就学援助費に対する国庫補助金が大幅に減額され、財政的に制度運営が非常に厳しい状況の中、県内他市においても、支給対象項目に加えている例はなく、また、実施する予定のある市もございません。

本市においても、現在のところクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給対象項目に加えることは困難であると考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の給付制奨学金制度の創設についての御質問にお答えいたします。

本市の奨学資金は、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で大学等に修学することが困難な者を対象とした一般奨学金と、この一般奨学金の貸し付けを受ける者のうち、卒業後市内に定住する意思を持つ者で、特に奨学資金の増額を希望する者に対し、一般奨学金とあわせて貸し付ける定住促進奨学金、そして能力があるにもかかわらず、経済的理由により高等学校等への入学が困難な者の保護者に対して、入学金その他の経費に充てるものとして貸し付ける高等学校入学準備金制度を設けており、いずれも定額基金により運用いたしております。

御質問の給付制奨学金制度の創設につきましては、平成27年3月議会において、議員から御提案をいただいております。検討をこれまで重ねてまいりましたが、給付制の奨学金制度の導入に当たりましては、対象者の選考方法や給付金額等しっかりとした制度設計が必要となり、また、将来にわたって制度を継続していくための財源確保等も必要になるということで、解決すべきさまざまな課題が山積いたしております。

したがいまして、現在の貸付制度の効果的な運用に努めながら、制度を継続実施してまいりたいと考えております。

なお、今議会で防府市奨学資金貸付条例の改正をお願いいたしましたが、新年度から大学等に進学する者の場合の奨学金のうち、定住促進奨学金を借り受けし、卒業後引き続き3年以上市内に生活の本拠を置いた借受者について、市が定住促進奨学金部分の返還を全額支援する制度の創設に向けて、現在準備を進めているところでございます。これにより、実質的には借受者の返還の負担を軽減することが可能となります。

現行の奨学資金貸付制度とあわせ、新たな支援制度につきましても、広く市民の方々に周知し、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 続きまして、私からは、非婚のひとり親家庭の保育料について寡婦（夫）控除のみなし適用ができないかとの質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ひとり親家庭のうち、婚姻歴のない場合、税法上の寡婦（夫）控除の適用が受けられないため、婚姻歴のあるひとり親家庭に比べて保育料の額などに差が生じる場合があります。

全国的には、保育料や公営住宅家賃などの負担軽減のため、この差が生じないように寡婦（夫）控除相当分の所得を控除する、「みなし寡婦（夫）控除」の適用を行う自治体が増加傾向にあります。

こうした動きは、平成25年の嫡出子と非嫡出子の相続分を同等にするとした最高裁判決を受けて、遺産相続について民法が改正されたことに起因していると認識しております。

本来、こうした税法上の問題は、国が解消すべき事項と考えておりますが、保育料における「みなし寡婦（夫）控除」の適用につきましては、市町村に判断が委ねられておりますので、現状の中では、親の結婚歴によって子どもへの支援に差が生じず、非婚のひとり親家庭の経済的支援の面から有効な施策と考えられますので、今後、本市における該当調査を行い、研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） まず、就学援助ですけれども、本当に安心の教育環境の整備を旗印に「教育のまち日本一」、看板掲げていますけれども、本当にこの看板が泣きません、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

再質問ですけれども、県の推進計画、就学援助につきまして情報提供に努める、こうい

うふうに推進計画の中でなっておりますが、市としてどのように強化をされるのか、その点を教えていただきたいと思ひます。

○副議長（山田 耕治君） 教育部長。

○教育部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

本市における就学援助制度の保護者への周知方法でございますが、まず、毎年3月の市広報、ことしは3月15日号になると思ひますが、申請受付のお知らせを掲載するということと、あわせて、市のホームページへも制度の詳細について載せております。

また、小・中学生を持つ全ての保護者に対しまして、各学校を通じ制度の紹介を載せたパンフレットと申請書類を配布いたしてあります。新入学児童の保護者には、入学式において同様に配布いたしているところでございます。

今後、これら以外にも周知浸透できる方法や工夫ができないかということをして現在検討してありまして、制度周知の遺漏がないよう努めてまいりたいと考えてあります。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 時間がありませんので、周知、さらに強化をしていただきたいということを要望しておきます。

それから、給付制の奨学金制度でございますけれども、解決すべき課題がいろいろあるということではございましたが、引き続き検討されるよう求めておきたいというふうに思ひます。

それから、非婚ひとり親家庭の保育料でございますが、その対象が保育料に限らずほかにもあるので、研究をしていくという御回答でございました。この取り組みは対象世帯に限られてあります。それで、予算上それほどかかるということではございませんね。研究ということではなく、そういうことでこの問題先送りするのではなくて、先進の自治体がそうであるように、問題点がはっきりしている以上、決断をすべきだというふうに感じてあります。そのことを強く要望いたします。

最後に、市長にお伺いをいたしますけれども、これは全国的にも6人に1人の子どもが貧困状態にあると。防府市も恐らくそういう状況にあると思ひますが、子どもの貧困対策については、法律でも自治体に責務が課せられてあります。やはりリーダー、市長の姿勢が大変重要だというふうに感じてありますが、防府市でも課題となっておる子どもの貧困対策、どう臨んでいかれるのか、どう取り組んでいかれるのか、その御決意をお尋ねをしたいと思います。

○副議長（山田 耕治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 決意をとということですが、全国的にも、いわゆる貧困によって学業につくことができない気の毒な子どもさんがおられることは、現実の問題でございまして、どうもこの世は代々つながっていているというような、データの的にも言われているようございまして。いろんな角度からの研究と検討と分析をしっかりとしながら、しっかりと学びたい意欲を持った子どもが一人でも多くなっていける、そういう社会をつくってまいりたいと思っております。

○副議長（山田 耕治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 市長から前向きな御答弁をいただきましたが、これは私、地方創生の大きな鍵の一つとなるというふうに感じております。全ての子どもたちが夢と希望を持って住み続けられる、学び続けられる防府市、まさに市長のリーダーシップが必要であるというふうに感じておりますので、どうかこの問題、しっかりと施策の充実に努めていただきたい。今回は3つの点で質問させていただきましたけれども、そのほかにもいろいろございまして。どうぞよろしく願いをいたします。そのことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（山田 耕治君） 以上で、14番、山本議員の質問を終わります。

○副議長（山田 耕治君） 次は、3番、木村議員。

〔3番 木村 一彦君 登壇〕

○3番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。

最初に、職員数削減について質問いたします。

ここに、平成27年1月10日発行の松浦市長の後援会報、「青眼」59号がございまして。皆さんもごらんになった方、多いと思います。

5期目の当選を機に、これまでの実績と今後の抱負を述べた内容となっておりますが、その最初のほうに、「こんなに変わりました。職員数は15年間で216名減少、民間でできる仕事は民間でと取り組んだ成果です。職員1人当たりの市民数は183.6人で、県内トップ」という記事が載っております。15年間で減った職員数が棒グラフで示されてあります。

私は、昨年の6月議会で、松浦市政が、県内13市の中でも突出した職員減らしを行っている問題を取り上げて、常々、市長が誇っておられる行革効果額なるものも、実は、この職員数大幅削減に伴って、職員に支払う給与が大幅に減っただけのことにすぎないこと、こうした職員数の削減が、市役所が本来持つべき技術力や企画力、調査能力の低下につながっていることを明らかにいたしました。今回、改めて県内他市と比べても、トップの

人減らしを行ったことを成果として誇示されるとなると、私としては、大いなる疑問を感じざるを得ません。

最大の問題は、人減らしが進む中で、職員の労働強化、過重労働が極めて激しくなっていることでもあります。

ここで、副議長、議長に許可をもらっておりますので、パネルを使わせていただきます。

これは、後ろも前も同じものが張っております。昨年6月議会でも申しましたが、山口自治労連の2015年のアンケート調査では、直近1カ月の残業時間は、下松市職労6時間50分、周南市職労6時間53分、宇部市職労9時間0分に対して、防府市職労は何と13時間39分と突出しております。さらに、この傾向は2016年になると、一層、顕著になっています。

2016年は、青いほうが2016年です。防府市職労は昨年よりも増えております。他は減っているところが多いです。

すなわち2016年のアンケートでは、下松5時間35分、周南5時間57分、宇部10時間4分に対して、防府は16時間7分と大幅に増えています。

下松、周南が前年より減っており、宇部も1時間4分、増えているのに対して、防府は昨年より、実に2時間28分も増えているわけであります。

さらに、職員の過重労働が、どれほど深刻になっているかは、年次有給休暇が非常にとりにくくなっていることに示されております。これですね。

昨年12月に、これは山口県が、山口県の市町課が発表した県及び県内13市の年次有給休暇の取得状況でありますけれども、県は35.6%、すなわち13.7日、それから13市の平均が26.2%、9.9日であるのに対して、何と防府市は断トツにこの取得率が低くて最下位であります。取得率18.8%、7.4日。他市に比べても労働が過重で、有給休暇がとりにくい状況であることは、これを見ても明らかだと思います。

さらに重大なのは、昨年、6月議会では、あえて触れませんでした。不払い残業、いわゆるサービス残業が増えていることでもあります。これもパネルがあります。

これも、同じく山口自治労連のアンケート調査でわかったことでもあります。サービス残業があると答えた人のうち、直近1カ月の不払い残業時間は、2016年は防府市職労13時間54分、防府上下水道が13時間20分で、ともに県内最長であります。しかも、防府市職労の場合は、前年より38分増えております。この青が2016年、赤が2015年ですね。

サービス残業については、これまで、平成21年9月議会での久保議員の質問、同年11月臨時議会での松村決算特別委員長の報告などがありますが、いずれに対しても、市

の答弁は一貫してサービス残業はないという立場に立ったものでした。

本来、時間外勤務をする場合は、本人が所属長に対して時間外勤務の申告をして、所属長が命令を出した者が時間外勤務である。所属長は、部下の仕事の進捗をチェックしながら、適正かつ計画的な時間外勤務の命令をすることになるとというのが、その理由であります。

しかしながら、これは裏を返せば、課長などの所属長が認めたものしか、残業扱いにならないということではないでしょうか。ここで、この次のパネルを見ていただきたいと思います。

事実、さきのアンケート調査では、不払い残業をする理由として、仕事の責任があるということについて申請しづらい雰囲気がある。そして、手当額、残業時間の上限設定があるということが上がっています。つまり、上限があるので、それ以上の残業を申告しても受け付けられないということでもあります。

しかも、手当額、残業時間の上限設定があるという理由については、防府市職労は、他の市に比べてその理由が突出しております。この赤が防府市職労ですね。残業時間の上限設定があるので、サービス残業をせざるを得ない。

ことし2月6日付の毎日新聞地方版に、次のような記事が出ておりました。

岐阜市の市民課長が、残業時間に関する書類を改ざんし、職員の超過勤務手当の一部が未払いになっていた問題で、市は、5日、昨年12月とことし1月で、計215時間分の残業代、計45万2,615円を不正に削減していたと発表した。市が未払い分について、2月支給の給与に上乗せして補填するとともに、労働基準法違反に当たるとして、市民課長の処分を検討している。内部告発を受けて問題が発覚した。こういう記事であります。ここには、この問題を抱えている問題点が、集約されている感じがありました。

松浦市長は、さきの「青眼」でも、また、平成25年3月議会での和田議員の質問に対する答弁でも、職員1人当たりの市民数の多さは県内トップである。すなわちそれは防府市の職員1人当たりの負担が、県内一大きいことにほかならないわけでありますけれども、このことを自認し、かつ多様化・複雑化する行政需要云々とか、地方分権改革によりまして権限移譲に伴い、事務量が増加する中で、時間外勤務が継続的に発生している部署があることを認識しておりますと。職員1人当たりの負担が増え、全体に仕事量が増えていることを認めながらも、人件費については、厳しい財政状況にもかかわらず、議会の御承認を得て、予算を十分に確保させていただいております、こう述べておられます。これは、さきの久保議員に対する答弁であります。

果たしてそうでしょうか。職員数は激減する一方で、職員一人ひとりの仕事量が飛躍的に増え、残業せざるを得ない状況が急速に進んでいるにもかかわらず、市長就任以来15年間、職員1人当たりの時間外勤務手当の額がほとんど変わらないのは、どうしたことでしょうか。

これは、このパネルですね。この緑の線が、職員1人当たりの年間の残業額です。単位は1,000円です。ほとんど1人当たり、平成21年は災害がありましたので、突出してちょっと増えておりますが、1人当たりは、ほぼ変わっておりません。15年前と比べて、年間約3万円ばかり増えておりますが、これは物価の上昇、その他を勘案すれば、ほぼ横ばいと見ていいと思います。

予測される業務量の見込みと予算が不当に低いため、各職員は、手当額、残業時間の上限設定を気にして、申請しづらくなっているのではないのでしょうか。そして、このあげく、県内最長のサービス残業をせざるを得ない状況に、追い込まれているのではないのでしょうか。

問題は、こうした過重労働が、ひいては市民サービスの低下につながり、市内でも有数の大規模経営であり、市の経済にも大きな影響を与える市職員の疲弊が、市の活力をそぐことになりはしないか、大いに危惧するものです。

なお、もう一度、このパネルを出しますが、正職員の減少と反比例する形で、パート・臨時など非正規職員が、毎年、着実に増えており、今や全体の4割を占めるまでに至っております。

正規職員をこうした安い賃金の非正規職員で置きかえることによって、いわゆる官製のワーキングプア、これが進んでいる。そして、市の経済にもマイナスの影響を与えている、こう指摘せざるを得ません。以上、述べましたが、そこでお尋ねしたいと思います。

1、残業が県内一多く、年々増えている事実をどうお考えですか。

2、年休の取得率が、県内一低い事実をどうお考えですか。

3、サービス残業が県内一多く、しかも年々増えている事実をどうお考えでしょうか。

4、残業手当の総額が、15年間、ほとんど変わらない事実をどうお考えですか。

5、他市に比べても、職員の労働が過酷になっている事実をどうお考えですか。そして、それが市政運営上、どのような影響を及ぼすとお考えでしょうか。

以上、お答え願いたいと思います。

○副議長（山田 耕治君） 3番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

足りないところは、担当部長より答弁いたさせたいと思います。

私は、平成10年に市長に就任をいたしました。その直後から、市民の皆様の視点に立った——目線ですね、に立った市民主役の市政の実現がどうしても必要である。一刻も早く行財政改革を行わなければ、市の財政が破綻してしまうと、そのような強い思いの中で、行政改革委員会の答申をいただきまして、平成13年からの第3次行政改革を立ち上げたのであります。

これからの都市間競争を戦い抜いていくための足腰の強い行政体質をつくるため、市民の皆様の御理解と御協力をいただき、都度、選挙を行いながら、聖域なき行財政改革を推進させていただいたところでございます。

私も、大きいパネルを持っているんですが、事務所に置いてきてしまいました。私が就任した平成10年の前年の平成9年から平成15年までの間、市の税収は下降の一途をたどっております。その後の4年間は、税源移譲という形で持ち直したわけではありますが、またすぐさまリーマンショック等、あるいは景気の落ち込みなどによりまして、厳しい状態が続いているところでございます。

そうした中ではあります。この進めておりました行政改革によって、おおよそではございますが、154億円もの財政効果を生み出すことができまして、議員もよく御存じのとおり、斎場や小野小学校の校舎の建設、あるいは中学校給食の導入、直近では、施政方針演説でも申し上げましたとおり、ソルトアリーナ、体育館ですね、あるいは市民プール、あるいは大型の近代的な廃棄物処理施設、あるいは学校耐震化などのハード面の事業に加えまして、小学校修了までの全ての児童の医療費の無料化、市内全域でのコミュニティ・スクールの展開、小・中一貫教育の実施など、先駆的な施策も実施させていただいているところでございます。

その中で、職員数につきましては、私のこれまでの在任期間中、最も職員数の多かった平成13年4月1日と平成26年4月1日時点での職員数を比較しますと、おっしゃるとおり216人の職員が減少しているわけですが、これは、民間でできる仕事は民間でという基本的な考えのもとに、民間委託の推進、あるいは近年の社会情勢の変化に適切に対応するため、ホストコンピュータシステムからサーバーシステムへの切り替えや、各種事務事業に電算処理システムを導入するなど、事務の効率化もあわせて進めていったことによりまして、さらにコンパクトで効率的な組織を構築し、業務に応じた適切な人員配置を行ってきたことにより、起こっているものでございまして、定員の管理に当たりましては、住民サービスの低下を招くことのないように、常に細心の注意を払ってきたところでございます。

議員も、市民からの多くの声をお聞きされておられると思いますが、市民の多くの方々から、市の職員の数は多過ぎるよと、何とかならんのかということをお聞きになっておられるのではないかとも思っているわけですが、市民サービスの低下を招いてはならないと、こういう思いの中で、細心の注意を払ってきたわけですが、

これ、小っちゃいグラフですけども、税収がどれだけ落ちていったということなどが、ちょっと赤い線で書いてあります。

御質問のうち、残業に関するものにつきましては、議員もおっしゃいましたが、宇部市、周南市、下松市、そして本市の職員組合が加入しております山口自治労連が労働組合の立場として分析し、判断されているものと認識しております。山口県が発表しておられます年休の取得率とあわせて、仕事と生活の調和を図る観点から、市役所全体の業務状況の把握として、参考にさせていただきたいと存じます。

なお、いわゆるサービス残業につきましては、時間外の勤務は、職員個人の自由意思により発生するものではなく、所属長が必要不可欠と判断した場合に、その都度、命令により生ずるものでございます。したがって、議員御指摘のようなサービス残業については、断じてないものと認識をいたしております。

最後に、残業手当の総額がほとんど変わらないとのことでございましたが、時間外勤務手当の予算化につきましては、毎年度、各課が事業などの実施に伴う時間外勤務手当の額を計算し、予算要求したものを職員課において事業の規模や過去の実績・実態を考慮し、財政課とも協議の上、査定を行って、当初予算に計上しているものでございます。

いずれにいたしましても、時間外手当については、限られた行政資源を効果的に活用するため、その計上については、最小限度のものとする一方、必要な予算を計上させていただいております。

重ねて申し上げますが、サービス残業につきましては、断じてあってはならないものと認識をしていることを改めて強く申し上げますとともに、今後とも、適切に労務管理を行ってまいりたいと思っております。

今後とも、行政サービスを低下させることなく、新たな行政需要に対応していくため、今後も、聖域なき行財政改革に取り組み、もって市政の発展に寄与してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○副議長（山田 耕治君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） サービス残業は断じてないと繰り返し強調されましたが、それはどういう根拠に基づいて言われるのでしょうか。この組合の調査は事実と違うということでしょうか。そして、これに、このアンケートに答えた防府市の職員はもちろんのこと、

他の市の職員の回答も、これ、虚偽であるとおっしゃるのでしょうか、その辺についてお答え願いたいと思います。

○副議長（山田 耕治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） そのようなことは断じて申ししておりません。サービス残業はあってはならないと、このように申ししておるわけでありませう。

○副議長（山田 耕治君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） あってはならないことは当然ですよ。私もそれで、その立場で言っているわけですから。

それ、現実に、このように職員みずからが回答しているわけです。アンケートと、一応、客観的な調査によってなっているわけですね。市のほうは、それを反論する、何か客観的な調査なり根拠なりお持ちですか、お尋ねします。

○副議長（山田 耕治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） したがいまして、先ほど申し上げましたように、参考にさせていただくと申し上げたわけでありませう。

○副議長（山田 耕治君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） 参考にするというようなことで済まされたんじゃ、困ると思えますね。これは、サービス残業があると言うと大変なことになるわけですよ。実際には、労働基準法の32条に違反するわけで、刑事罰、罰金刑がありますからね。だけど、現実には、こういう、さきに岐阜の例も挙げましたけど、あるんですよ、サービス残業が。現実に、その頭打ちがあるわけですから、職員は、もうそれを知っていて、それ以上超えた残業の申請はしない、これは実態です。これはもう本当に、さっき市長が言われましたけど、市の職員の数が多過ぎるといふ声も、確かに一部にありますよ、市民の間に。しかし一方では、市役所、今ごろ、夜遅うまで電気がついちよるのうと、多くの市民が言っておられます。それだけ、みんな、残業しているんです。しかも、その残業は、他市に比べても並外れて多い、この事実をねじ曲げちゃいけないと思います。私は、そのことをちょっと言っておきます。

それで、昔から気骨のある、また見識のある経営者というものは、どんなに経営が苦しくても、従業員や家族の生活を守ることを第一義に考えて、人減らしは最後の手段として保留してきた。これは多くの尊敬される経営者の姿ですね。

ところが、松浦市長は、この「青眼」にもあるように、これだけ減らしました。減らしたことを誇っておられて、それで財政を豊かにした、こういうふうに誇っておられることは、私は論外だと思います。

「青眼」には、歴代市長が、どなたも手をつけなかったこの行革を断行した、こう胸を張っておられますけれども、私は、歴代市長は、こういう人減らしによって余裕な財政をつくり出すという手段は、正当な手段じゃないということを認識しておられたから、これにあえて手を染めなかった。それをあえてやられたのが、松浦市長、初めてやられたのが松浦市長だということをここで言うておきたいと思います。

それで、他市に比べて、財政が比較的良好だと、事あるごとに市長は自慢しておられますけれども、実はそれは、県内一、過酷な職員の労働の上に成り立っているという事実、そして、そのことは「一将功なりて万骨枯る」、こういうことは言えると思いますね。

多くの職員の犠牲のもとで、市長が胸を張って財政がいいと言われることが成り立っているんですよ。「一将功なりて万骨枯る」、これ、今の松浦市政の一つのあり方ではないでしょうか。私は、そのことを指摘して、こういうことをやめて、全ての職員が生き生きと仕事ができ、そして明るい市役所にしていくことが、市全体の活力を生む根源になると思います。

ぜひとも、その今までのあり方を改めていただきたい、このことをまず強調して、昼になったようですから、副議長のほうでよろしくお願いします。

○副議長（山田 耕治君） 木村議員による一般質問が続いておりますが、ここで昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。3番、木村議員。

○3番（木村 一彦君） 午前中にちょっと言い残したことを一部、つけ加えさせていただきます。

まず、市長は、私が具体的な数字を上げて、防府市の職員の残業が、残業時間が県内一長い、また、有給休暇が一番とりにくい、有給休暇の取得率が一番低い、また、サービス残業の時間も県内で一番多いということを指摘したら、それに対しまして参考にさせていただくと、このような答弁されました。

参考にさせていただくということは、私が指摘した事実を否定するでもなく、また、そのとおりだということでもなく、どちらともとれるような、極めて巧みな言い方だと思います。

しかし、私は、これ、極めて無責任だと思います。なぜかといいますと、こういう職員

の実態、足元で働いている職員の実態を、もし市長が言われるとおりでとすれば、いかによくつかんでおられないか、その深刻な状況を全然把握されておられないかということ、告白されていると同じことだと思います。

そこで市長、ちょっとお尋ねしますが、厚生労働省が、ことし、2000年の4月6日に出した通達、このサービス残業に対する通達というのを御存じでしょうか、お伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） にわかに言われても、よくわかりませんね。（「総務部長いかがですか」と呼ぶ者あり）

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 厚生労働省の4月6日付の通達ということですね。労働時間の適正な把握のために、使用者が講ずべき措置に関する基準ということでの策定ということについてと思います。こちらのほうは目にしております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） さすがに総務部長、そのとおりであります。

今の労働基準法は、具体的に、使用者の労働時間の把握についての義務は、明文化しておりません。義務を明文化して課してはおりません。そこでサービス残業というのは、いろいろ起こってくる余地があったわけですけれども、2000年の4月6日に、厚労省が通達を出しまして、使用者は、労働時間を適切に管理する責務を有する、ちゃんと把握しなきゃいけないと。そして、問題があれば是正しなきゃいけないという通達を出しているわけです。

そういう点でも、この市長の参考にさせていただくという姿勢は、こういう国の通達にも反していると言わなければならないと思います。

それから、サービス残業は絶対はないとおっしゃるわけですが、それは言うのはわかりますよ。労働基準法では、32条で、これに違反したら、懲役6カ月または30万円以下の罰金を科すということになっておりますから、これを認めると大変なことになるということで、絶対はないと言い張られるのはわかりますが、しかし、さっきも言いましたように、当事者である職員、労働者が、これだけあると。その時間の細かい問題で多少のそのあれば、違いはあるかもしれませんが、そう言っているわけですから、これが一番、はっきりした実態ですね。

それに対しての市長をはじめ市の執行部の市の上層部の方々は、そんなことはないという論拠を持ち出すことはできないと思います。どちらを信用するか、それは労働者が言っ

ていることのほうを信用するしかないわけであります。そういう点でも、市長の言われ方は大変問題がある。

それからもう一つ、残業は所属長が予測される残業量を見込んで、計画を立てて、予算を立てて、その範囲内で部下に命令すると、こうなっております。

しかし、この所属長の残業の見込み、これが、いつも極めて正しいかという、そんなことはないと思います。実際は、それより多く残業が出てくる可能性が大いにあるわけですね。

そうした場合に、所属長、例えば課長が、財政当局とかあるいは職員課に、ちょっとうちの課は、当初よりだいぶ残業が増えそうだが増やしてくれと、こういうふうに頼んだ事例があるかどうか、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

事務量の増減によりまして、特に権限移譲とかそういったことから発生する時間外とかというものにつきましては、緊急・突発的な業務についてということで、このような場合は、人件費につきましては、厳しい財政状況でございますが、議会の御承認を得て、予算のほうの計上はしているところでございます。

特に、市長のほうの管理監督ということを言われましたが、所属長は、部下の仕事の進捗状況をチェックしながら、予測される業務量の見込みと予算執行状況を常に比較して、適正かつ計画的な時間外勤務の命令をすることとなっております。この点につきましては、所属長に十分、そういったことに留意するよう伝えているところでございます。

したがって、不払いとかサービス残業等、そういったものは、今の時点では、我々はないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） 仮に、ある課で、当初、課長が計算した残業を大幅に超える事態が起こったとしても、その課長は、職員課ないし財政課に対して、当初の見込みを増やしてくれということは、ほとんど言わないと思います。それは、課長としての管理能力を問われるからです。

したがって、さっき言いましたように、岐阜市で起こったような改ざん事件が起こる素地があるわけですね。そのことを指摘しておきたいと思います。

もし、こういう事態が続ければ、私、決してよくないことが起こると思います。決していいことにはならないと思います。あるいは、そういうことはあってほしくはないんです

が、内部告発で公にされたり、そういうことをされた場合に大変なことになる。そういう意味では、ぜひこのことを厳に改善するということを強く要望して、この項の質問は終わりたいと思います。

続いて、2番目の質問であります国民健康保険料の引き下げについて質問をいたします。

2月16日付の朝日新聞には、次のような記事が載っております。

内閣府が15日発表した、2015年10月から12月の国内総生産、つまりGDPは、実質成長率が前期比で0.4%減に四半期ぶりのマイナス成長となった。年率に換算すると1.4%の減、景気が足踏み状態を抜け出せていないことが確認された。

主因、主な原因は、長引く個人消費の低迷である。GDPの6割を占める個人消費は、前期比0.8%の減、15年の10月から12月期の実質個人消費は、年換算で305兆円、これを第2次安倍内閣が発足した2012年の10月から12月期に比べると、これは安倍内閣発足のときは309兆円でした。これよりも、305兆円ですから減っているわけですね。事ほどさように、こういう記事が載っておりました。

ですから、事ほどさように現在、市民の生活実態、非常に苦しいものがあります。かてて加えて、来年4月には、消費税率が10%に引き上げられることが予定されております。

年金は減るのに医療費や物価は高騰する、これでは生活できない、こういう市民の声は、ますます強まっています。中でも、国保料が高いという声は、共通して広く聞かれます。

防府市は、平成20年度以降、8年間、国保料の料率引き上げは行っておりません。据え置いたままです。この結果、平成26年度の防府市の国民健康保険料は、1人当たり9万3,218円で、県内13市中、2番目に安いものとなっています。また、1世帯当たりの保険料は14万7,478円で、これも県内13市中、2番目に安いものとなっております。

こうした点では、当局の御努力を高く評価するものでありますけれども、ただし、賦課限度額の引き上げは、都度、行われてきました。平成28年度も、基礎賦課額の賦課限度額は52万円から54万円に、また、後期高齢者支援金の賦課限度額は17万円から19万円に引き上げられます。介護納付金の賦課限度額は16万円ですけれども、保険料全体では、賦課限度額は前年より4万円引き上げられ、実に89万円の高額になります。100万円になるのも時間の問題じゃないか、こういう嘆きの声が聞こえてまいります。

この間の当局の御努力にもかかわらず、市民の負担能力は既に限界に来ております。今、一般的な家庭では、一体どれくらいの保険料負担となっているのでしょうか。

例えば、自営業者の場合、大人2人、これは40歳以上65歳未満の方ですが、この大

人夫婦2人と子ども2人、もちろん収入ない子ども2人、そして営業所得200万円のこういう世帯で、年間保険料は36万5,820円です。毎月の所得が16万円前後の御家庭で、1回の保険料3万6,000円を毎月払わなきゃいけない。

また、給与生活者の場合は、同じく大人が2人、これも40歳以上65歳未満ですけれども、そして子ども2人、収入のない子ども2人。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員、1分です、あと。

○3番（木村 一彦君） 済みません、そういう状況です。

市の国保会計は、毎年、前年度からの繰り越しを増やしておりまして、今、26年度は10億円を超えております。こういう点から見ますと、1人当たり1万円の保険料引き下げは、ぜひともすべきだというふうに考えますが、御答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国民健康保険事業につきましては、ここ数年、実質単年度収支においては黒字が続いております。理由といたしましては、長期的には、平成7年度から実施しております人間ドックにより、病気の早期発見、早期治療につながり、全体的な医療費の増加を抑制できていることや、短期的には、昨年度まででございますが、インフルエンザ等の大流行が発生しなかったために、各年度の医療給付費が当初予想より伸びなかったのが、要因の一つであろうと考えております。

また、黒字が続いたことにより、平成20年度から保険料率を据え置くことが可能となりまして、先ほど議員のほうでは、昨年度において県内13市の中で下から2番目に安いと申されましたが、今年度におきましては、13市の中で一番安い保険料ということになっております。

しかし、平成27年度決算におきましては、実質単年度収支は赤字になることが予想されておりまして、今後の国民健康保険事業の運営には、予断を許さない状況であると考えておるところでございます。

さて、国保会計には余裕があるはずなので、保険料1人当たり1万円下げるべきではないかとお尋ねでございましたが、御承知のとおり、平成30年度から、県と市町が共同の保険者となります。県は、各市町の医療費水準、所得水準、年齢調整等を踏まえて、それぞれの分賦金を決定し、それに係る標準保険料率というものを示してまいります。その示された標準保険料率を参考に、各市町はそれぞれの保険料率を定めることとなります。

現在、本市は、13市の中で一番安い保険料でございます。県が示した分賦金を確保するため、標準保険料率をそのまま適用すれば、大幅に保険料が上がることが予想されてお

ります。したがって、平成30年度以降、この県からの分賦金をおさめるための急激な保険料の上昇を、少しでも緩和する必要があると考えておりました、そのための財源として、国保会計の繰越金及び基金を有効に活用していきたいと考えているところでございます。

新年度予算において御提案させていただいておるところでございますが、本市の国民健康保険事業につきましては、平成20年度からの保険料率を、この新年度も据え置くとともに、保健事業では、特定健診の利用料を今までの1,000円を半額の500円にすることや、原則1割負担となっております人間ドックの利用料を据え置きたいと考えております。

今後とも、被保険者の健康意識の醸成に努め、医療費の適正化を図ることによりまして、国保財政の健全性を保ち、ひいては、被保険者の保険料負担の軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○3番（木村 一彦君） 時間がありませんので終わりますが、この国保料の引き下げは、これまで何回となく要望してまいりましたが、なかなか実現いたしません。

行政マンとしては、当然、他市との比較をいつも言われるわけですが、問題は、他市より低いとか高いとかよりも、市民の生活の実態からしても、とても高い、払い切れない。それを何とかすべきだという立場にぜひ立ってほしい、このことをこれまで以上に強く要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、木村議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、河杉議員。

〔15番 河杉 憲二君 登壇〕

○15番（河杉 憲二君） 会派「絆」の河杉でございます。本日、最後の質問になるかと思っております。頑張りたいと思っておりますので、どうか皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は、自主防災組織のあり方と防災士の養成、また、英語教育の取り組みについてでございます。よろしくお願いいたします。

自主防災組織は、地域住民が、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づいて自主的に結成する組織で、災害発生時においては、被害を防止し、軽減するため

に防災活動に当たります。

この自主防災組織という言葉は、昭和36年に災害対策基本法の成立を受け、防災基本計画の中で初めて使われました。このときは、まだ、行政への協力組織の一つとして位置づけられておりましたけれども、平成7年の阪神・淡路大震災の発生後、災害対策基本法が改正され、自主防災組織の育成が、行政の責務の一つとして明記されました。その後、全国の自治体に自主防災組織の取り組みが広がり、現在では約15万近くが設置され、その設置率も約75%となっております。

防府市におきましても、平成19年に自主防災組織の認定や育成事業補助金などの要綱を定めるなど、設置に向けて鋭意取り組んでまいりました。その結果、現在、県の基準における設置率は90%をはるかに超え、数字の上では、それなりの成果が出ていると思われれます。

しかしながら、その活動状況においては多少の温度差があるように思います。自主防災組織は、主に各自治会単位で設置されていますが、自治会の規模の大小や人材不足など、組織の体系図はとりあえずはつくったが、実際、防災訓練や防災知識の普及などの活動までには、至っていないところもあるようでございます。

せっかく防災組織を立ち上げたのであるならば、いざというときに機能しなければ何なりません。一たび、大規模な災害が起きたとき、御近所や地域の人々が集まって、互いに協力し合いながら組織的に被害の拡大を防いでいく、このことが重要であり、そして、何よりも自主防災組織はその役割を担っているかと思えます。そのためには、しっかりとその機能を生かせるよう、日ごろから訓練や講習会などに取り組んでいくことが必要であると思えます。

そこで質問いたしますが、現在の自主防災組織の設置状況はどのようになっているのか。また、設置されていない地域はどの程度あるのか。そして、その要因は何なのかをお伺いいたします。

次に、自主防災組織の活動状況については、現在、どのように分析されておられるのか。また、今後、活性化に向けて、市との連携が重要でございますけれども、今後、どのような取り組みをされるのかお伺いいたします。

続きまして、防災士の養成についてですが、防災士とは、自助・共助・協働を原則として、社会のさまざまな場面で減災や防災力の向上のため活動を行い、そして、その知識と技能を有する者として、日本防災士機構が認定する民間資格であります。

地域の防災リーダーとして、平常時には、住民への防災意識の啓発や防災訓練を行うとともに、災害対策や防災対策などに取り組みます。

防府市も、平成25年度から、地域の減災害と防災力の向上を図ることを目的に、防災士養成講座を開催し、平成25年度から5年間で、約300人の防災士を養成していくこととしております。

そこで御質問いたしますが、この防災士の必要性については、どのようにお考えなのか。また、現在の資格取得状況をお伺いいたします。

また、防災に関しては、できるだけ多くの方が、知識や情報を常に頭の中に入れておくことが重要で、そのための防災教育を行う人材が多く必要となります。そこで、市の職員にも、防災士の資格の取得を促してはいかがでしょうか。既に、他の自治体では、職員が各地区の防災リーダーの役割を担えるように、取らせているところもございます。御所見をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、現在の自主防災組織の設置状況でございますが、山口県の認定基準による組織率は、平成26年度末で98%、自治会の数で申しますと、本市、全自治会256のうち252自治会となっております。この県の認定基準では、自治会などの団体において県が定めた防災に関する活動項目のうち、一つでも該当する場合は、自主防災組織として認定されるようになっております。

なお、256自治会のうち、自主防災組織としての自治会規約の制定及び緊急連絡網の整備がなされ、なおかつ市に自主防災組織としての認定申請をされている、いわゆる防府市自主防災組織認定要綱に基づく自主防災組織は、平成28年1月末現在、161自治会となっております。

この市の認定基準に基づく自主防災組織を結成されていない理由といたしましては、自主防災組織立ち上げの機運が盛り上がりません。自治会規約の改正が困難、自治会組織の高齢化による担い手不足の3点を、主な理由として上げられる自治会が多数でございます。

次に、自主防災組織の活動状況について、どのように分析しているかということでしたが、議員御指摘のとおり、自主防災組織を結成したものの、実際の防災活動までに至っていない組織が多いのも現状でございます。また、これまで被災した地域におきましても、自主的な防災活動において温度差があるということも感じておりまして、引き続き啓発が必要と考えております。

次に、自主防災組織の活性化に向けて、今後、どのような取り組みをするのかということでしたが、引き続き、市職員や自主防災組織等、支援協力員の派遣による「聞

いて得するふるさと講座」や、自治会等を対象とした「自主防災組織リーダー研修」の中で、自主的な防災活動を繰り広げておられる先進的な団体の事例紹介などを行うとともに、それぞれの地域に合った防災組織に対する助言を行ってまいります。

また、徳山工業高等専門学校との協働で、小・中学校の児童・生徒を対象とした防災出前授業を実施した後、講演会などをその地域で開催し、最終的には、自主防災組織の充実につながるよう、自主防災育成活動支援事業にも、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の防災士の養成についてでございますが、まず、防災士の必要性についてどのように考えているかということでございますが、自主防災組織には、必ず防災活動を熟知した方が中心となって、地域の実情に即した防災活動を盛り上げながら、地域の減災や防災力の向上を図っておられます。

こうした自主防災組織を動かす方々の中で、お一人でも多く防災士の資格を持っていたくことが、今後の地域防災力の強化につながると考えております。

また、地域社会のさまざまな場面で、防災力を高める活動が期待されており、市民が行う防災活動に関して、十分な意識・知識・技能を習得することは、本市の防災対策に役立つと考えられます。

次に、現在の資格取得状況でございます。

市では、平成25年度から防災士の養成を行っておりまして、5年で300人の目標を掲げております。現在、141人の方々が、防災士の資格を取得されております。目標に達していないことから、防災士がおられない自治会へ、再度、推薦をお願いするとともに、引き続き地域の消防団の方にも取得を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、市職員にも、防災士の資格取得を促してはという御意見でございましたが、御承知のとおり、防災士は、災害時において専門的な知見技能をもって防災活動を行う、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する民間資格でございます。

先ほど申し上げましたように、防災士は、本市の防災対策に役立つと考えられますので、今後、市の職員に対する災害対応等の研修などを実施する中で、市職員における防災士の取得について、先進事例の調査や研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、随時、再質問させていただきますけれども、今、御答弁がありましたように、設置率については、県の基準と当然、市の基準は少し違いますけれども、やはり本来、注

目すべきはやはり市の基準だろうと、このように思っております。

先ほど、答弁の中で、設置されておるのは256の自治会のうち161ということでございました。世帯数によるカバー率はどのくらいか、わかりますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 済みません。ちょっと今、その数字は持っておりません。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） わかりました。実質的には60%前後かなという気はせんではないんですけれども、あと90近くは、なかなか単位自治会の中でも、防災組織自体がちょっと組めない状況だろうと、このように思います。

この啓発活動が必要だと思いますけれども、やはり設置しているところも、実は、元気な自治会さんもございます、例えば石ヶ口さんとか、それから岩島自治会さん等々は、自主防災活動をそれぞれ組んでいらっしゃいます。

一例ですけれども、私どもの自治会国衙町内会なんですけれども、例えば、防災訓練というふうな形で、運動会ときには競技種目に防災グッズの競走とか、それから水消火器を使って火消し競走とか、それ、防災競技を織りまぜながら、子どもたちや御年配の方々にアピールをしていくと。

同時に、毎年行われます新年のどんど焼き、国衙の史跡公園で行われますけれども、こども、実は、ぜんざいの炊き出しということで、防災訓練の一環として行われまして、その後には非常食の試食会を行いました。

結構、こういった形で盛り上がったんですけれども、やはり何かの行事に、かこつけながら、町内会、地域住民の方々に、そういった啓発活動をしていくというのも非常に重要なかなと、このように思っております。

でまた、うちの防災士さんは2人いらっしゃいますけれども、本年は防災便りというのを多く発行しておりまして、このような形で、もう既に12回発行しております。これは回覧というふうな形で町内に回しておりますけれども、できるだけ町内、地域住民の方々に、そういった国衙は防災会があるよという、そういった形を位置づけていきたいなということで、活動を行っておりますけれども、しかしながら、これが果たして正解なのかどうかって実はわからんわけなんです。とりあえず組んでいこうということで取り組んだわけでございます。

そのときに、実は話が出たんですけれども、例えば、当面、災害があるといえ、防府の場合は、台風による風水害と土砂災害というのが多く認識されるだろうと。そのときに、単位自治会が、もしそういった被害に遭えば、幾ら防災組織をつくっておいても、なかなか

かそれが機能、難しいだろうと。まず、自分のことが手いっぱいだなというふうなことを言っておられました。

そこで、でき得れば校区単位の自主防災組織といますか、そういった組織ができないのかなと。

というのは、例えば、その自治会が被害を受けて難しいのであるならば、隣の自治会、もしくは被害に遭っていない自治会が応援に行くと、こういった体制も必要だろうと思えますけども、その辺のお考えはどうでしょうか、お伺いいたします。

校区単位での自主防災組織をつくったらどうですか。今、単位自治会がメインですので、そういった質問です。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 確かに、自主防災組織につきましては、自治会の規模によりまして、なかなか1つの自主防災組織が固まらない場合がございます。

今、御提案の校区でということでございます。これは、はっきり申し上げますと、例えば自治会連合会という1つの単位もございます。こういったところで、自主防災組織をつくるというのは、今、我々の補助金の要綱の中でも、一応、こういったことは認めております。

したがって、その地域の実情に応じた自主防災組織の形を整えていっていただくことが、一番よろしいのではないかと思います。

特に、その中でも、やはり自治会というものは、一番大切だろうというふうに考えております。その中の1つの組織の中で連携していただくのが、一番よろしいかと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

校区で、校区単位でそういった形で、例えば地区社協とか民生委員さんとか連合自治会等々が協議しながら、何かあったときには、みんな、応援に行こうよというような体制ができれば、一番ベターなのかなと、このように思っております。

そうすれば、例えば小規模自治会、それから未設置地域においても、ある程度、カバーできていくのかなと、このように思っております。

それと、もう一点あるのが、自主防災組織の全体の例えば協議会と申しますか、例えば、年に1回、総会などを開いて活動方針をみんなで決めたり、それから県や国や、そういった情報、それからそれぞれの自主防災組織、今、こういった活動をしているんだよと、こういった共通認識ですか、そういったものが得られるような協議会というのをつくれば、

いいなという気はしてはおりますけれども、その辺のところはどのようにお考えですか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 協議会という形のものということでございます。自主防災組織につきましては、今、リーダー研修会というものを開いております。この中で、やはり市といたしまして、自主防災組織を今から活動ができるように、また育てていくためには、こういった横の連絡というものも必ず必要になってきますし、いろんな意見交換をする場所も必要になってくると思っております。

こういった協議会についても、どういうふうにそれが設置できるか、ちょっと研究・検討はさせていただこうと思っております。

やはり、それぞれの地区でいろんな事象が出てくると思っております。そういったことの意見交換というものも、大変必要になってくると思っておりますので、このあたりは前向きに考えていきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） できれば、やはりそういった同志じゃないんですけれども、そういった形でつくれば、じゃあ、うちもこういうことをやろうかという意見も出ようかと思っております、情報もわかれば。

ですから、先ほど私どもの町内会が、そういった防災訓練とか啓蒙活動をやっておりますけれども、それが正解なのかどうなのかというのは、実はわからんわけなんですよ。

よそはどうなのかというのも、さあ、どうだろうかと、実は考え方も立ちますので、ある程度、オープンな形で。

ですから、先ほどふるさと講座とかリーダー研修会というような形で育成していくと、こう言われましたけれども、それプラスアルファでそういった協議会などができれば、それなりにまた、各自治会に戻って報告もできるのかなと、このように思いますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、防災士の件ですけれども、ちょっと調べますと、全国で防災士は約10万人弱ですか、9万9,000人というふうな形で、かなり急激にここ数年で資格取得が増えているようでございます。

先ほど141名ということですか、141名ということで、防府市で防災士になられたということでございますけれども、なかなかそういった認識が、PRが不足しているのかなと。できましたら、今後ともぜひともPRして、防災士の資格講座にとつていただければなど、このように思いますのでよろしくお願ひします。

現在、経費的には6万円ちょっとかかりますけれども、資格経費、29年以降、とりあ

えず29年までは、ある程度、市が面倒を見るよと。それ以降についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

今、とりあえず、29年度までの5カ年で、今、300という計算を入れております。来年、再来年のことはあんまり言えませんが、こういった防災士の資格、ある程度、基準でそこを目標といたしておりますけど、この目標をクリアできれば、次を今度は考えたいというふうには考えております。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） 一応、29年までは全額、市が負担するというので、全国を調べてみますと、全国で全額負担というの、例えば半額負担というのもありますし、1割負担という行政もありましたです。

そう考えれば、大変ありがたいなことだと思います。ですので、できるだけPRしていただいて、とにかくそういった防災士を取って、そういった防災意識を高めるということに努めていきたいなど、このように思います。

それと、もう一点、今現在141名の中で、防災士の平均年齢、取得年齢ですよ。自治会からの推薦、それから消防団等々からの推薦もあろうかと思えますけれども、大体どのあたりでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 防災士の資格を取得された方、141名というふうに申し上げました。年齢構成は、30代が11人、40代が20人、50代が28人、60代が65人で、70代が17人というふうになっております。その平均年齢は59.1歳ということでございます。

こうしたことから、今、前に申し上げましたけど、この5年間で、一応、目標を定めておりますけど、防災士はいろいろかわっていかれます、自治会においてそれぞれ。その方がずっと固定ではございませんので、そういったことも考えまして、29年まではやりますけども、その後も考えていきたいというお答えをしております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） できれば、全ての単位自治会さん、どなたか1人、そういった防災士を取っていただければなど、これも実は思いますし、今、御答弁ございましたけれども、例えば、ある自治会長さんと先日、お話ししたんですけれども、例えば自治会の

中では、やっぱり防災組織もなかなか難しく、よしんばつくったとしても、今後、維持するのは難しい、いわゆる高齢化が進んでおると、こういう自治会も実はあるわけなんですよね。

ですので、できれば若い人にとっていただければなど、こういうふうな形で言っている方もいらっしゃいました。

ただ、今、大体平均年齢が60までっていないんか。50代が28と40代、30代の方もいらっしゃるということで、少し今の数字を初めて聞いて、ある程度、少し安堵はしておりますけれども、やはりそういった形の中で防災士を育成して、やっぱり地域にそれぞれ協力していただければと、このように思います。

それと、先ほど職員にもというふうな形でお話しいたしましたけれども、市長の御答弁の中には、今後、できる限り促していきたいと、こういった御答弁ございました。

ちなみに、ちょっと全国を調べてみますと、船橋市は10年間で、市の職員110人を取らせると。それから、和歌山県の日高川町は、職員全員に5年間のうちに防災士を取ってもらうと。新潟県の糸魚川市も、全額補助を出して、交通費まで、宿泊費まで出して防災士の資格を取ってもらうと。そこは、どうも資格試験の場所が違うみたいなので、しかしながら、そういった形で、職員の方々にも促す。

ということはどういうことかということ、やっぱり職員の皆さんも地域に帰れば、家に帰れば地域住民の1人でございますし、同時に、やはり公務員というのは、こういう言い方するとあれですけども、やはり地域の方々が頼ってくると思うんですよね。

だから、そういったときに、やはりそれに対応できるような公僕という言い方、大変失礼だと思っておりますけれども、協力してもらいたいと同時に、日ごろの避難訓練や、それから普及啓発等についても、なかなかそういった自治会の役員が実は主体になりますので、どうしても若い人の手伝いが足りないという場合も、往々にしてあります。ですので、その辺も含めて、ぜひともお願いしたいなということでございます。

それと、もう一点あるのは、つまり、教員、教職員の防災士といった形なんです。これは、県のほうで、県事業ですので御答弁は要りませんが、やはり学校においては、学校教育の中で、当然、防災教育も行いますし、それから避難訓練も、防府市では、最低、学期に1回ぐらいやっていますよね。それと、防災授業も、しっかりと防府の場合は、21年度災害を踏まえて取り組んでいらっしゃいます。

ですので、でき得れば取っていただければなど、このように思いますが、これは県事業のほうになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひ、ぜひ要望していただければなどと思ひます。

ちなみに、ちょっと調べた中では、愛媛県の松山市は、市内の小・中学校84校ございます。この84校、全校に防災士を配置してございます。全部で163名の防災士を、教員防災士というんですか、そういった方がいらっしゃるそうでございます。

今後、防災力を高めていくには、やはり地域の防災リーダーの育成と、それから、自主防災組織の中身をいかに充実させていくかと、そして行政との連携を密にしていくことによって、取り組んでいくのが重要であろうと。

それから、何よりも一番大事なことは、先ほど御答弁の中にもありましたけれども、やはり地域住民の防災意識をいかに高めていくか、こういうことが大変重要になってこようと思います。今後の取り組みに期待して、この項は終わりたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 先ほど、自主防災組織の世帯数によるカバー率ということです。

自治会にいます250自治会のうち160自治会が、自主防災組織をつくっておられるということですが、世帯数でいきますと、全世帯数の75%の世帯が、この自主防災組織を組織している自治会の中に含まれているということですが、大変失礼いたしました。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

実は、平成26年でしたか、そのときの御答弁の中に、当時の総務部長は、大体60%と、こういうカバー率を答弁されておりました。その後、どうなったのかなというのがちょっと気になったものですから、ちょっとお伺いしたわけですが、75%ということは、それなりに上がってきているなど。

あとは、小規模自治会、それから設置されていない、なかなかそういったところをできるだけカバーしていく、こういったことが大事だろうと、このように思います。

続きまして、英語教育についてお伺いいたします。

文部科学省によりますと、現在、グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上については、日本の将来にとって極めて重要であり、そのため国際性豊かな児童・生徒の育成が求められていると示されております。

防府市におきましては、平成21年度より、富海小・中学校を小・中連携による英語教育改善のための調査研究指定校とし、翌年には研究開発校として文部科学省の指定を受け、現在では小中一貫教育を導入し、英語の授業や外国語活動の時間を増やしております。また、来年度からは、ALTを常駐させるなど、さらなる英語教育の充実に取り組もうとさ

れております。

ところで、国は、現在、地方創生事業に鋭意取り組んでおります。これは、まさに地方都市の活性化を目指す政策であります。同時に、都市間の競走も激しくなっていくことが考えられます。

よって、それぞれの自治体が特色を持ったまちづくりに取り組んでいかなければなりません。私は、この特色の一つとして、英語教育を活用したまちづくりに取り組んでみてはいかがかと考えております。

例えばALT、外国語の指導助手の配置やタブレット端末、電子黒板などのICT機器を活用した教育を積極的に取り組んでいってはどうかと思っております。

平成26年度に改正されました教育振興計画には、防府市の教育の目指す姿を実現するための基本目標として、「主体的にたくましく生き抜く力」と「豊かな人間性を備えた人材の育成」を掲げ、目指すまちの姿として、教育日本一を目指しますとうたわれております。

そこで、改めて教育政策において英語教育の必要性についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。また、今後、全市的に英語の授業と活動を多く取り入れた特色のある学校教育に、取り組んでいってはいかがでしょうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 学校教育についての御質問で、まず、教育政策において英語教育の必要性についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、防府市では、防府市教育振興基本計画におきまして、「主体的にたくましく生き抜く力」と「豊かな人間性を備えた人材の育成」を基本目標に掲げています。その中で、グローバル化に対応したコミュニケーション能力を育むことを重要と捉えておりまして、英語教育の充実の必要性については十分に認識いたしております。

さらに、国におきましても、近年の急速に進展する社会のグローバル化に対応するために、英語が使える日本人の育成を求めています。

平成23年度から、小学校の5・6年生で実施している外国語活動を平成32年度には、小学校3・4年生から実施し、小学校5・6年生では英語の教科として実施される予定です。

次に、英語の授業を多く取り入れた特色ある学校教育についてお答えいたします。

児童・生徒が学校で学ぶ教科の授業時数は、学習指導要領に定められております。現在、外国語活動は、小学校5・6年生で週1時間、また、中学校の英語は、各学年とも週4時

間、実施しております。

本市の特色ある取り組みといたしまして、富海小学校、富海中学校におきましては、平成21年度から文部科学省の研究指定を受け、小学校1年生から外国語活動に取り組んでおります。その結果、富海小学校、富海中学校で学んだ児童・生徒は、発音も明瞭で聞き取りの力も高いという効果が出てきております。

さらに、今年度は、小学校5・6年生及び中学校の授業時数を他校より1時間増やし、5・6年生の外国語活動は週2時間、中学校の英語は各学年週5時間を実施し、富海小学校、富海中学校の小・中連携のカリキュラムを研究してきております。

また、今年度、富海小学校で終日、英語だけを使って、さまざまな活動をするイングリッシュキャンプを1日実施したところ、大変効果が上がりました。来年度は、これを5日間に拡大して実施し、富海小学校、富海中学校の児童・生徒とともに、市内の児童・生徒、教職員が交流し、いわゆる生きた英語に浸る体験をさせたいと考えております。

なお、防府市内の他の学校におきましても、児童・生徒が外国語指導助手、いわゆるALTと直接会話をする場面の設定など、授業の工夫について研修を行っています。

今後は、市内全ての児童・生徒のために、授業及びそれ以外の活動の中で、生きた英語を使う環境を整えるグローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を目指し、英語教育の充実を図ることにより、「教育のまち日本一」を目指す防府市として、さらに特色ある教育を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） 御答弁ありがとうございました。

平成32年から、いわゆる、本格的に小学校におきましても、英語授業、教科化ということは授業を行うということですので、これは評価の対象になってくるわけでしょう。

ですから、5年生、6年生は、そういうふうに授業が取り入れられるよと。それから、3年生、4年生に対しては、今までは国の認可が必要でありましたけれども、その必要なく英語活動を取り入れることができる、こういうことだろうと思います。

高学年は70時間ですかね、週2時間となれば、当然、中学年においては、週1時間の35時間、こういうことでよろしいですね。ありがとうございます。

現在、防府市におきましても、嘱託として6名、それから英語指導助手として1人がおられますけれども、どのような体制で活動しておられるのか。また、その効果についてどのように評価されておられるのか、お伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 議員、今、御説明されましたA L T 6人で、これらは、時間で採用しておりますので、週、例えば1日4時間であれば、4時間の授業をとということでお願いしているかと思えます。

そうしたところで、6人が、市内中学校と小学校、小学校は週1時間、中学校は週4時間ということになっております。この6人が、これを手分けして指導に参りますので、小学校では週1時間ですから、かなりの時間、A L Tが生きた英語を使つてのその指導ができるわけですが、中学校では、週4時間のうち1時間程度が、各学校とも、今、実際のA L Tの活動の状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

A L Tの要するにネイティブイングリッシュというような形で、やはりそういった方々の英語を肌で学ぶというのは、非常に僕は大事だろうと、このように実は思っております。

そうすると、現在、富海で行っております、1人常駐されるということですので、かなりのそういったA L Tを活用した授業が、時間数、かなり差が出てくるということで、できるだけ市内の子どもたちにおいても、それをカバーできないのかなというのが、一つあります。

そこで、私は、できれば、市内の全小・中学校にも、A L Tを常駐というような形で配置できればなど、このように思っております。

A L Tを常駐させることによりまして、英語がより身近になり、また、イングリッシュサマースクールですか、それとか地域交流事業等々も開くこともできまして、より国際的なコミュニケーションも、つまり子どもたちとも、それから地域とも組めていけるんじゃないのかなと。

これは、囑託ですと、なかなか実は難しいんですけれども、委託事業というふうな形に振りかえれば、やってできないことはないんですけれども、その辺の今後のお考え方についてはどのようにお考えですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員御指摘のありました、富海にA L Tが常駐するという、来年度から1名、常駐させて、小・中学校の指導に当たってもらう。いわゆる生のネイティブイングリッシュに触れさすという、そうしたところでは、かなり100%に近い。

ただ、他の学校はと申しますと、まだ十分にいかないかと思えますが、この富海小・中学校の取り組みを市内の他の小・中学校に、その成果を広げていきたい。そうするために

は、やはりALT 6名から、かなりの数の増員が必要かと思えます。

私ども、今、思っているのは、この富海小・中学校の成果を検討し、平成29年度、3年後をめどに、おおむね1中学校に1人のALTがつけられたら、小学校には全ての時間、外国語活動の時間、あるいは中学校でも、かなりの時間、英語の教科の時間にALTを一緒に入れて、授業ができるのではないかというふうに考えております。

そうした——済みません、もう一つ。いわゆる先ほどのイングリッシュキャンプ、そうした取り組みは、恐らく今後、各地域で行うとなれば、やはり地域的な取り組みで地域の協力を得ながら、保護者だけでなく地域の方には、いわゆる英会話にたけた方もおられますので、そうした方を含めて、本当にそのいわゆる生きた英語で、イングリッシュシャワーと申しましょうか、そうした活動が、やがて近い将来、できるのではないかというふうに、私どもも期待いたしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） 1歩踏み込んだ御答弁ありがとうございます。

できましたら、将来的には、全市内の小学校にも常駐というような形を組んでいただければ、より幅広い英語学習ができるのかなど、このように思っております。

それから、県内他市の状況、もし設置状況がわかればお教え願いたいと思えますが。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほど29年度と申しましたが、済みません、31年度ということで、ちょっと後ろに下がりますが（発言する者あり）、はい、どうも済みません、ちょっと私が資料を見間違いました、これが一点。

県内他市の状況でございますが、ALT、岩国が6人、柳井が2人、光が5人で、あとプログラム、ちょっと違うんですが、ジェットというプログラムで2人、下松が計7人、周南が8人、山口市が10人、防府市が先ほど6人と申しましたが、7人と、ジェットがもう1人いますので、一応、8名かと思えます。あと近くでは、宇部が2人、山陽小野田、2人、下関が17人で、長門が5人、そうした状況でございます。あと萩が12人。

以上でございます。（「12人か」と呼ぶ者あり）12人。恐らくちょっと常勤と時間雇用というそうしたものもありますので、一概に人数だけでは比較できないかと思えます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

ということは、県内他市におきましても、全校常駐というところは、まだないようでご

ございます。

ちょっと調べてみたんですけれども、既に全校小・中学校に常駐というような形で取り組んでいる自治体もございます。

例えば、埼玉県の戸田市は、平成15年に、国の国際理解教育推進特区というのを受けてまして、翌16年より、市内の全小学校10校ですけれども、全ALTを配置しておられまして、3年生から6年生まで、週1時間の英語活動を行っておるということです。

中学校につきましては、既に平成12年より、もう常時配置してあるということで、これも全校でございます。

それから、栃木県的那須塩原市は、ここは有名なところでございますけれども、市内小・中学校32校ですけれども、全校にALTを配置しておりまして、ここも夏休み等に、イングリッシュサマーキャンプというのをやっています。6日間で650人の子どもたちが集まったということで、保護者、それからスタッフを入れれば、七、八百人になろうかと、このように思っております。

このときは、もう全てALTの皆さんが企画運営をされたと。恐らく委託契約で、そういった項目が入っていらっしゃると思いますので、ALTの方々が、大体30名に5人ぐらい、10名に1人ぐらいの割合で配置されているようにお伺いしました。

それから、公民館などでは、いわゆる地域の方々に向けた英語教室、それから保育園や幼稚園等々も、それから放課後児童クラブですか、そういったところにも、ALTの方々がはせ参じまして交流しておると。非常にある意味、地域のイベントとして大きく育っているのかなと、このような気がしております。

ちなみに、そのICT機器の導入ですけれども、ここは、那須塩原は5年生以上、全生徒と、それから5年生から中学校3年生までの全生徒と、それから全教職員に、タブレット端末を支給しておるようでございます。そういった事業計画もされておられまして、その英語教育推進事業の予算というのは、年間1億3,000万円ということで、ちょっと防府市で計算いたしますと、防府市は1,400万円ぐらいですか、1,300万円ぐらいですか、10分の1ということでございますけれども、要は、取り組み方にいろいろ考え方があるということだろうと思います。

そこでちょっとお伺いいたしますけれども、ICT機器の今後の導入については、例えば来年度ですか、山口大学とそういった共同開発研究というような形で取り組んでいらっしゃるけれども、その以後、ICT機器をできるだけ導入して、タブレット端末を使いやすくしながら、よりそういったデジタル教育と申しますか、取り組んでいっていかげかなと思いますけれども、その辺のところをお伺いします。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今は、ちょっと視点のかわった、ICT機器の活用についての御質問だったかと思います。

議員御指摘のように、富海小・中学校では、向島小学校も一緒に参加しているんですが、実は本年度、平成27年の4月から、学びのイノベーション事業ということで、山口大学教育学部と共同で、タブレット端末を効果的に活用した授業づくりに関する研究というものを行っております。

富海小・中学校と向島小学校には、授業においてはほとんどの生徒が自分の、全学年全児童・生徒に1人1台というわけにはまいませんが、授業においては、全児童、あるいは1クラスの子どもたちが全員、さらには教員と一緒に使えるタブレット端末ということで用意して、今、研究を進めております。

具体的なものとしては、富海では英語活動をしていますので、小学校1年生の外国語活動では、タブレット端末を使ってクリスマスの歌を聞いたり、あるいは動画に合わせて歌ったり踊ったりというそうした活動、さらには、他の教科でも、タブレット端末を活用した授業、さらには公開授業も、もう既に数回行っております。

また、このタブレット端末だけでなく、いわゆる電子黒板を活用してのいろんな授業等々もやっておりますが、平成28年度以降、来年度以降、防府市のICT活用研究プロジェクトというものを立ち上げまして、ICT機器の効果的な活用について、さらに研究を進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

ちょっと、1点、また訂正させてもらっていいですか。

先ほどの年度、31年度とか29年度とか申しましたが、私の気持ちとしては、29年度あたりから（「まだ決定じゃないの」と呼ぶ者あり）決定じゃない、財政のほうもありますから、済みません。（発言する者あり）やってみたいなという思いではおります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） ありがとうございます。できれば、そういった形で、さまざまこれから英語教育を行うに当たって、いろんな手法を取り入れていただければなど、このように思っております。

私は、ALTを小学校にでも常駐させることによって、やっぱり子どもたちは日常的に、外国人やその英語に触れ合う機会が実は増えるということで、親しみを持つようになると思うんですよ。そうすれば、余計、興味が湧いてくるんじゃないかなと、このように思っ

ております。

また、子どもたちは、覚えた英語をすぐ使いたがりますので、使って、そうすると、先生に褒められたり、親御さんから褒められたりすると、余計、興味が湧いてくる。

と同時に、それ以降、本格的に中学校に入りまして、英語授業が入りますけれども、スムーズな移管ができていくのではないのかなと、このように実は思っております。

と同時に、ある書物で読んだんですけれども、英語を学ぶことによって、ほかの教科も相乗効果が上がって、少し上がってくるというふうな感じもあるようでございますので、どうかひとつ考えていただければなど、このように思います。

文部科学省の資料の中で、小学校外国語活動実施状況調査というのが出されております。その中を少し読みますと、まず、小学校の成果といたしまして、小学生の76%が、「英語の学習が好きだ」と。また、91.5%が、「英語が使えるようになりたい」と回答したと。

また、中学校1年生の生徒が、約8割が、「小学校外国語活動で行った中学校外国語科で役立った」と、このように回答しておるといことです。

また、さらに、外国人と臆することなくコミュニケーションを図ろうとする態度や育成や、小学校で外国語活動を経験した中学生の聞く力や話す力が高まったという指摘もございます。これは教員のほうの指摘でございます。

ですので、そういった意味では、それなりの効果も出てこようかと、実は思っておりますので、ぜひとも御検討をしていただければなど、このように思います。

それから、英語教育の推進ということにつきましては、今後、平成32年から、国の大きな制度が変わってまいります。AL Tの常駐、それからタブレット端末などのIC機器の経費は、結構かかりますけれども、やはりそれを言うなら、学ぶなら防府、教育のまち日本一を目指すのであるならば、これも特色のあるまちづくりの一つとして、取り組んでみる価値はあるのではないのかなと、このように思いますが、施策として、最後に松浦市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 教育の重要性、なかんずく幼いころからの教育の大切さというものは、私も痛感をいたしております。

英語教育におけるAL Tをしっかり活用する、あるいは地域に定住していただいて、地域との触れ合いも持っていただくということは、極めて大切なことだと思っておりますし、既に、目鼻を少しはつけた部分もございますので、そういうところをてこに、しっかりした教育に取り組んでいきたいと思っております。

最後、付言させていただきますが、英語教育ももちろん大切でございますが、我々は、日本語といいますか国語教育というものも、しっかりとしていかななくてはならないと。教育長先生にも、この点は、ある特定の学校を例に挙げて、その辺の充実強化の指定校にしていくことはできないかということも、お話を既に始めている段階でありますことも、付言させていただきますと思います。

○議長（安藤 二郎君） 河杉議員。

○15番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

授業時間が、実は小学校が、そういった32年度から、国語の授業と140時間、変わらんようになってくる可能性も実はあるわけで、そういたしますと、今、市長が言われた、いわゆる日本語と同時に道徳も含めて、その辺も形であわせて取り組んでいく必要があるのかなと。

ただ、英語教育については、これ、待たなしということで、もうこれ、制度的に決まっておりますので、まちづくりの一つとして、都市間競走に勝つ手法の一つとして取り組んでもいいのかなと。そうすれば、やはり若いお母さん方が、ああ、防府市は、そういったことに取り組んでいるよということになれば、注目度が全然変わってきますので、その辺のところをどうぞ御理解していただいて、今後の取り組みに期待したいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 訂正を1点ほど。

実は、先ほどALTの配置状況、各市申しましたが、内数を外数としてカウントしたために、ちょっと幾つか、市によっては膨大な数字になっていたところがありますので、もう一遍、訂正させていただきます。

岩国、6、柳井が2、光が5、下松が6、周南、8、山口、10、防府、7、美祿が3、宇部が2、山陽小野田が2、下関が9、長門が3、萩が6でございます。済みません。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後2時15分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月8日

防府市議会 議長 安藤二郎

防府市議会副議長 山田耕治

防府市議会 議員 吉村弘之

防府市議会 議員 安村政治

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月8日

防府市議会 議長

防府市議会副議長

防府市議会 議員

防府市議会 議員